



われた質疑応答のうち、主要な問題点と思われる数点について御報告いたします。

今回の災害は、三池有明よりもさらに単純な灾害現象である、扇風機が作動して換気が正常に行われていれば、ガス爆発が起こるわけがない、局部扇風機はどのように管理されていたのかとの質疑に対し、監督局は、その点は我々も強い問題意識を持っている点であり、事実の究明に努力したいと答え、また会社からは、現場は三月二十六日以降作業を休止していたところである、扇風機の近くにいた者に生存者がなく、明確なことはわからぬが、坑内係員に無線で扇風を運転してくれとの連絡があったとの情報もあり、何らかの原因で扇風機がとまり、濃厚なガスが滞留していたところへ、何かの火源から引火したものと推定されるとの答弁がありました。

指令センターでは、坑内係員から連絡があるまではガスの異常を把握できなかったのかとの質疑には、会社は、事故現場は採炭現場から遠い岩盤坑道で、通常はガスの突出するところではないから、付近にガス感知器は設置してなかつたと答えました。

新聞報道では、坑内の係員が、坑外から扇風機がとまっているからスイッチを入れてくれ、との指令を受けたとの証言があるとのことだが、地上では局扇がとまっていることを知っていたのではないかとの質疑には、会社は、今、会社は生存者から直接事情を聞くことができないので確認の方法はない、地上からの判断で指示したのではなく、坑内から連絡があつて、それにこたえる形で指示したものと理解した方がよいと考えると答えました。

引火した火源について静電気説をとっている新聞情報があるが、疑問に思う、監督局の見解かと現段階では特定していない、静電気と発表したことはないとの答弁がありました。

災害発生の連絡が坑内から入ってから退避指令が出るまで二十分かかるといふが、炭鉱の常識で

は、直ちに退避を指示したと言えるのかとの質疑に対し、会社は、誤った情報に基づいて指示を出すと大変なことになる、ある程度正確な状況把握を行つて行動を起こすには、炭鉱ではこのくらいの時間は必要であると答えました。

正確な状況把握が必要と言うなら、国会への通産省からの第一報が、飛島二鉄に煙発生、坑内火災とあったのはなぜであるか、会社は煙は出ているとの説明だが、事実関係を明らかにされたいとの質疑に対し、通産省は、会社からの第一報が煙発生、坑内火災のおそれありとのことだつたので、国会にもそのように報告した、また会社からは、炭鉱では粉じんが舞い上がって視界がきかなくなることを煙と表現することがあり、我々もそういう受けとめ方をして、監督局に坑内火災のおそれありと報告したと、それぞれ答弁がありました。

監督局の巡回検査はどのくらいの間隔で実施しているのかとの質疑には、監督局は、最近は月一回ぐらいの割合で行つて、限られた人員でもあり、点検は網羅的でなく、山の実情に応じていたり、点検は順次御発言願います。

○対馬孝且君 まず質問に入ります前に、ただいま高島炭鉱災害の現地報告がございました。私も現地へ参加をいたしました一人として、この問題につきまして、いずれ災害の原因の明確化ということをより早急にしなければならないと、こう思いました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(降矢敬義君) 次に、貿易研修センター法を廃止する等の法律案並びに基盤技術研究円滑化法案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

○対馬孝且君 まず質問に入ります前に、ただいま高島炭鉱災害の現地報告がございました。私も現地へ参加をいたしました一人として、この問題につきまして、いずれ災害の原因の明確化ということをより早急にしなければならないと、こう思いました。

質疑のある方は順次御発言願います。

○委員長(降矢敬義君) これをもって派遣委員の報告は終了いたしました。

望がありました。

最後に、今次災害により、多くのとうとい人命が失われましたことはまことに遺憾であります。

殉職者に対する補償措置、並びに遭家族の今後の生活対策に最善を尽くすとともに、事故原因を徹底的に究明の上、炭鉱災害の再発防止に万全を期するよう政府及び関係者に対し強く要請して、報告を終わります。

○委員長(降矢敬義君) これをもって派遣委員の報告は終了いたしました。

まして質問いたしてまいりたいと思います。

大きく分けまして、まず我が国の中の技術貿易の特徴という問題点を前提に申し上げ、次にこの法案の性格、また法案の内容、それにまつわる本法案と中小企業の技術開発の関係等いうことに重点を絞つて質問いたしてまいりたいと思います。

まず我が国の技術貿易の特徴ですが、最近我が国の技術貿易の動向を見てまいりますと、特に五十七年度、私の調べによると、技術貿易の収支は、受け取りが千三百十二億円、支払いが四千四百六十八億円であります。収支の対比から言いますが、主要先進国の受取額、または支払額に対しまして非常に著しく低い、こういう感覚を深めています。我が国が今〇・二九であるのに対しまして、アメリカが二三・七五、これは一九八二年であります、イギリスが一・一九、これは一九七八八年でありますけれども、西独は〇・四六、一九七九年、フランスが一・四三、これは一九七七年の調べであります。したがつて、我が国は依然として商品貿易では大幅な黒字が続いている、今対外貿易摩擦の重要な課題になつておりますけれども、この特許使用料等の技術貿易については戦後一貫した赤字傾向にある、こういうふうに出されております。

したがつて、これから問題点としては、今対外貿易摩擦、内需拡大という先般も当委員会で議論いたしましたが、これからの一體黒字への展望というのはどういうふうに技術の面、対比の面で見通しをお考えになつておられるか、このことを第一点お伺いしたいと思います。

○政府委員(荒尾保一君) 技術貿易収支の赤字の状況、ただいま先生から御指摘のとおりでございました。

あえて繰り返す必要もないかと思ひますけれども、日本銀行の国際収支統計月報によりますと、技術輸出額の技術輸入額に対する比率、いわゆる収支比は、昭和四十五年に〇・一三三でありましたものが、その後徐々に改善をいたしまして、五十八年には〇・二九になつておるわけでございま

案の二法案に關しまして、問題点を中心にしていたし

て、私は、まず質問に入ります前に、ただいま高島炭鉱災害の現地報告がございました。私も現地へ参加をいたしました一人として、この問題につきまして、いずれ災害の原因の明確化ということをより早急にしなければならないと、こう思いました。

特に、私なりに現地へ行きました、極めて初步的な、しかも単純災害であるということを考えざるを得ません。まして、十一名の犠牲、四名の重傷者ということに対しましては返す返すも残念でならないわけであります。そういう意味では、十六日に、この問題を関しまして当委員会としての高島災害の集中審議という場がございますので、改めてその場で質問いたしてまいりたいと思いま

す。しかし、当面何といつても大事なことは、やっぱり一刻も早く政府として災害原因の明確化をするための促進と、それから遭家族に対する今後の雇用、並びに生活安定のための諸対策につきまして十分に対応されますようにこの機会に申し上げておきたい。答弁は要りません。

それでは、きょうの重要な法案でございます基盤技術研究円滑化法案、貿易研修センター法廃止法

४०

がありました内容がつぶさに出されております。

テージが出ておりますけれども、確かに開発・施

各国とも政府予算においても大變それに集中的になつて、一九二一年度は一千五百四十一億六千九百三十二万三千五百四十一円である。

一方、研究開発を実施いたしております企業を対象にして総務省の統計局がアンケート調査をいたしております。この調査で見ますと、技術収支の状況を新規の案件と継続案件というふうに分けて見て、新規の案件、例えば昭和五十八年度で新規の案件と継続案件と見ますと、

規に輸出したものと輸入したものとの比率、これを新規案件というふうに見てみると、この新規案件につきましては、単年度では昭和四十七年度以降黒字になつておるわけでございます。ただ、継続案件で大幅な赤字なものでござりますので、全体としては赤字になつておるというのが実態でございます。また、この技術の輸出、輸入の状況

う方向であるとするならば、その黒字になるよ  
な方向に対する裏づけといいますか、対応とい  
うものがやっぱり当然必要になつてくるんではな  
い、このように考えておりますので、これから自  
体的にそういう問題を含めてお伺いをいたしてま  
りたいと思っております。

そこで、我が国の基礎研究のレベルの問題など  
であります、我が国の技術水準についてお伺い  
をいたしたいのでありますけれども、最近にお  
きに

る我が国産業の国際競争力の抜群の強さといふから見まして、技術水準についても全般的に見て極めて高いレベルにある。今もお話をございましたけれども、アメリカと同等、またはそれ以上に達している、一見そのように見受けられます。

るが、現実は、開発・商品化技術、これは確かに歐米を超えていますけれども、今もアンケートによると、ちょっと触れられましたが、しかし最も重要な基礎研究のレベル、こういう問題にまいりやすくとかなり立ちおくれている、こういう見方がよく宗を占めているのではないか。

いつごろになるかという点につきましては、いろんな変動要因が多数ございますので、確定的に申し上げるということは難しいかと思ひますけれども、そういった黒字転換の可能性はあるというふうに考えられるのではないかと思ひます。

いずれにしましても、技術貿易の姿をもう少し改善していくとともに大事でございますし、

要な問題だと思います。

○対馬孝旨君 今工業技術院の答弁がございまして、たけれども、私の手元に「我が国の研究開発活動的主要指標の動向」というのがありますて、今答弁されて

していただきましたが、これを見てまいりま  
と、「第2—2—26 国わが國の技術水準（歐米  
の比較）」という点では、基礎技術、応用技術  
開発・商品化技術、こういう点の水準のパーセ

現在も、特にマイクロエレクトロニクス、<sup>新規</sup>半導体、バイオテクノロジー、こういったような新しい技術分野につきましては、米国を初めヨーロッパ各国も大変力を入れておるわけであります。

○國務大臣（村田敬次郎君）　対馬委員にお答え申  
し上げます。  
　　いう、この点の考え方をどうぞお伺いしておき  
たいと思います。

これは間違いがあれば指摘してもらつて結構です。けれども、私のデータではそういうふうになつてゐる。それから技術水準では優位が一五%、同等が六二・四という数字、応用技術が優位が二〇・八%、同等が七二%。こう見てまいりますと、やっぱり基礎技術が非常に劣つてゐるのではないか、こういうふうに考へるんですが、この点を含めてお伺いをしたいと、こう思います。

○政府委員福川伸次君　ただいま先生御指摘の

ように、基礎研究、応用研究、開発と三つの段階に分けてみますと、ちょうど通商白書を引用しての御質問でございますが、まさに特に基礎研究、さらにそれに次いで応用研究、これについて日大が優位というのは大変低い、少ない、むしろ劣後

ということは圧倒的な日本の産業界の評価であつたことは、さういふことです。今もお触れにならざつといたしましたように基礎研究で優位というものはわざわざあります。八〇・八〇%でありまして、劣後というのは八六・八〇%というものが今の企業の意識でござります。

て、それに改良、工夫を加えまして、主として商品化にしていくところに技術の力を入れて集中しておったわけでありまして、今まさに技術革新の胎動期と、こう言われる中に、やはり外国技術に依存できなくなつた国際環境を考えてみますと、日本がぜひ基礎研究、特に創造的な技術開発という点に力を入れて、そして将来さらに日本経済の

成長力を確保し維持していくなければならぬと、かように考えております。

現在も、特にマイクロエレクトロニクス、<sup>新規</sup>半導体、バイオテクノロジー、こういったような新しい技術分野につきましては、米国を初めヨーロッパ各国も大変力を入れておるわけであります。

御指摘のよう、私はこれからの時代というのは技術開発の時代であると思っております。二十一世紀に向けて、一体一番これから変化する世界の要因は何かといえば、通産行政では、私は今対馬委員が御指摘になりました技術開発の問題とそれから情報化の進展だろうと思うんです。このことは中小企業の振興のためにも大変重要な問題でござりますし、また日本国 자체の産業が世界の中でも十分伸びていくためにも技術開発問題をのけては考えることができない、そういう重要な問題であるという認識を持っておりまして、御指摘のように、この法律案をお願いいたしておりますのもそういう観点からでございます。したがつて、これから御質問の過程において政府委員からもいろいろお答えを申し上げますが、ぜひそういう立場に立ってこの法律案を成立させたいただきたい、こういう認識であります。

○対馬孝且君 今大臣からも、基本的な考え方につきましては同様な認識で、私の認識を踏まえてこれからこの法案を通して強化をしていきたいという趣旨でございますから、法案の中でまた大臣に対しまして——基本姿勢としてはわかりました、取り組んでまいりたいということについては理解をします。

そこで私は、今何といつても工業技術院の研究条件というのは非常に大事な段階に来ているんじゃないか、こういう気がいたします。

問題は、我が国の技術開発、特に基礎研究を活性化させるためには、基礎研究において重要な役割を担っている大学、それから国公立の基礎研究というものをこの機会にむしろ促進をさせるこということが重要である、こう思います。通産省傘下の工業技術院の実情について調べてみましたが、ここ数年研究費、予算等はどうも低下していること、こういう数字になつてあらわれている感がいだします。

百十萬三千円、六十一年度が九百三十四万五千円。それから定員数を見ますと、五十七年が三千六百二十八人、五十八年が二千六百十八人、五十九年が二千六百五人、六十一年度が二千五百八十九人。このように予算の面と研究員の数を見てまいりますと、一人当たりの研究費というの、五十八年、五十九年、六十一年度がかなりやつぱり落ち込んでいます。これはもちろん筑波への移転費という点が含まれているとのことですけれども、それが研究費から除かれているというふうに聞いておりまします。しかし、六十一年度、研究費がプラスに転じたという点では重点配分をしたという結果によるものではないかと、これは私の受けとめでありますけれども。

したがって、通産省は今後の工業技術院の固有の研究機能をどのように強めていくかという点がやっぱり大切である。そのための対策というものをおひとつ考え方を出して、お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(等々力達君)　ただいま先生から御指摘ございましたように、予算それから定員、これ工業技術院の研究所についてでございますが、この数年来の大変厳しい財政状態のもとで減少の傾向にあるわけでございます。そういうことで、今御指摘のように人員の重点的な配備とか、あるいは予算の効率的な運用、そういうことで努力をして、カバーしておるわけでございます。

今年度につきましては、マイナスシーリング、依然と続いておるわけでございますが、研究所の予算、わずかでございますが五億円、二名ほど増額いたしました。それで、今年度新しい施策の一つといたしまして、官民連携共同研究制度というのを設けました。これは、民間の技術開発の促進にも役立つような研究、国でやつておる基礎研究でございますが、将来民間にも役立つような研究テーマを選びまして、そしてこれについては民間の活力と申しますか、民間の研究者あるいは資金、そういうようなものも合わせて研究を進めていきたい、そういうような制度をつくりまして、

これを活用していきたい、そういうふうに考えております。

なお、予算、人員、これが研究所の活力の基本だというふうに私も常々痛感しておりますので、今後一層こういうものを拡充、確保していくべき、そういうふうに考えております。

○対馬孝且君 大臣、今私が具体的に予算額と定員の配置の状況、今技術院長からもお答えございましたように、ことしの特徴として官民共同の五億円という、それなりにこれは一つのアイデアだと思いますけれども、基本は、私はこれだけの法律を出してこれから強化していくないと、こういうわけですから、だからこのエネルギー財源といコールぐらいの認識を踏まえてやるのであれば——やらないのなら別れども、やっぱりこれだけの法案を出してやるということを踏まえるならば、何といっても、今の工業技術院の機能を強化していくことが極めて大事でありますから、そういう意味では、大臣としてもこの予算確保、または工業技術院の機能の強化ということについてひとつ積極的に取り組んでいくべきではないか、こう思いますので、この点大臣からひとつ伺いたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 対馬委員から、工業技術院の人員、それから予算等について数字を挙げての非常に御懇切な御質問をいたいたわけでございまして、工業技術院の機能を發揮させるためにも、これは委員御指摘のとおり機能の強化、そしてまた予算の確保、人員の確保が必要でございますので、ひとつかり努力をしてまいります。

○対馬孝且君 大臣から、しっかりとひとつ頑張つてしまいたいというお答えがございましたので、ぜひ御期待をいたしております。

それでは次に、欧米各国の技術開発の促進策についてという点をちょっとお伺いをしたいと思ひます。

技術が経済成長の重要な要因であることは今日周知の事実であります。特に、世界経

濟の停滞の中で、技術への期待は急速な高まりを見せてはいるということも、サミットなどでもしばしば問題を論議されているところでございます。特に、一九八二年六月に開催をされましたベルサイユ・サミットでも科学技術への取り組みということが取り上げられまして、私もこれ本会議で当時緊急質問を実はいたしております。

その取り組みの中で議題に取り上げられましたが、特に欧米先進国においても、技術の重要性、これに対する認識から、さまざまな技術開発の促進ということが重要な問題であるという共通認識に立たれたようあります。その場合、特に米英仏独四カ国についてそれぞれの特徴があると思うんです。この特徴を、どういう特徴点の違いがあるのか、あるいはどういう特徴が持たれているのかという点をひとつ政府側としてお答えをしてもらいたい、こう思います。

○政府委員(福川伸次君) 先ほども申しましたように、欧米諸国も二十一世紀に向かましての先端的な研究開発には大変力を入れておるわけでござります。

まず、欧米と対比いたしました共通的な特色でございますが、日本の場合は、どちらかといえば民間が主体ということでございまして、研究開発費全体におきます政府の負担割合というのは、日本の場合には、最近八三年に例をとりますと二四%でございます。他方、米国あるいはヨーロッパはかなり政府主導型でやっている点がございま

す。

例えば米国に例をとりますと、これも大変技術開発予算をふやしております。予算規模でいきますと、アメリカでは全体で全予算の中で五・六%程度を投入をいたしまして、伸び率にいたしましても最近では大体一〇%を超す割合で伸ばしております。もちろん、民間でも研究開発に力を入れております。増加試験研究費の税額控除制度といつたような制度を持ちながら研究開発を進めておるというわけでございます。そういう意味でいえば、もちろん米国の場合には、防衛関係あるい

は宇宙開発といったような大変挑戦的な大型プロジェクトを実施をしているということが、このようないい政府予算が高くなつたということであると思ひます。予算面でかなり大きなウエートを持つておるということであらうと思います。

他方、英國でございますけれども、英國はもちろん産業の輸出競争力を強めておきたいということで、英國経済の再建に力を入れておりますけれども、そいつた考え方から、例えばエレクトロニクス、バイオテクノロジーといった分野に対しての助成をふやしているわけであります。

西ドイツの場合は、市場経済中心ということでございまして、比較的政府の直接介入は少なくするという政策をとつております。しかし、情報関連では、八四年から八年にかけまして約二千八百億円の予算を投入をいたしまして、情報関連技術開発の助成をしておるというようなことでございまして、ドイツの場合は、むしろ民間主導型であります。特に情報関連に力を入れているという特色があらうと思います。

フランスは、政府の主導型ということで言われると思いますし、また一部ではハイテク企業が国有化されておるというようなことがあります。電子、情報、バイオといったような戦略的な分野が大きな政府の対象として取り上げられておる、かように考えておるわけであります。

したがいまして、大きさばかり申しますと、アメリカあるいはヨーロッパではいわゆる将来を目指したいわゆる基礎的な研究と創造的な研究にかなり力を入れておる。さらに、予算面で申しますと、かなり政府の負担割合は高いということでござります。これに対しまして、日本はむしろ研究開発費のかなりの部分を、七割ぐらいは民間が負担をするということでございまして、したがつて民間の活力をいかにそちらに、基礎研究、応用研究に振り向けていくかといふことが非常に重要な状況になつておる、あわせ工業技術院についていかねばならないということの要請が、御指摘は、委員御指摘のとおりに、これなりに充実をしないかねばならないということの要請が、御指摘

の欧米との対比から出でくるのではなかろうか、かように考えております。

○対馬孝且君 今それぞれ諸外国の国の特徴といふことをお答えございました。大きく分けて政府主導型と民間中心型、民間主導型といいますか、民間重点の志向というように分かれているようですが、ともあれ今お答え願つたとおりだと思ひますけれども、そういう意味でも、日本の政府として基礎的研究、先ほども議論しましたけれども、そういう意味での体制、予算措置、それからそれで法案を出しておるわけですか

西ドイツの場合は、市場経済中心ということでございまして、比較的政府の直接介入は少なくするという政策をとつております。しかし、情報関連では、八四年から八年にかけまして約二千八百億円の予算を投入をいたしまして、情報関連技術開発の助成をしておるというようなことでございまして、ドイツの場合は、むしろ民間主導型であります。特に情報関連に力を入れているといふ特色があらうと思います。

フランスは、政府の主導型ということで言われると思いますし、また一部ではハイテク企業が国有化されておるというようなことがあります。電子、情報、バイオといったような戦略的な分野が大きな政府の対象として取り上げられておる、かのように考えておるわけであります。

したがいまして、大きさばかり申しますと、アメリカあるいはヨーロッパではいわゆる将来を目指したいわゆる基礎的な研究と創造的な研究にかなり力を入れておる。さらに、予算面で申しますと、かなり政府の負担割合は高いといふことがございます。これに対しまして、日本はむしろ研究開発費のかなりの部分を、七割ぐらいは民間が負担をするということでございまして、したがつて民間の活力をいかにそちらに、基礎研究、応用研究に振り向けていくかといふことが非常に重要な状況になつておる、あわせ工業技術院についていかねばならないということの要請が、御指摘は、委員御指摘のとおりに、これなりに充実をしないかねばならないということの要請が、御指摘

学技術課題の二十七課題のうち、我が国がアメリカに比較して水準もボテンシャルも「低い・やや低い」が二十七のうちの十五の課題で、それから

○対馬孝且君 今それぞれ諸外国の国の特徴といふことをお答えございました。大きく分けて政府主導型と民間中心型、民間主導型といいますか、民間重点の志向というように分かれているようですが、ともあれ今お答え願つたとおりだと思ひますけれども、そういう意味でも、日本の政府として基礎的研究、先ほども議論しましたがたつたの一つの課題よりない。水準・ボテンシャルがともに「高い・やや高い」は全くない。そういう意味では資源エネルギーの科学技術の水準・ボテンシャルとともに米国の水準から見ると非常に低いのではないか、こういうふうに言わざるを得ません。

特に欧洲との比較では、「全体的にほぼ同等」である、こういうふうに言われていますが、五十年度を見てもありますと、確かに原子力エネルギー研究費だけは一〇兆ライン、一〇・六兆増になつてますけれども、五十八年度では化石エネルギー研究費あるいは自然エネルギー研究費、太陽熱、地熱というようなつまり自然エネルギー、

そこで私は、エネルギー関係、資源エネルギーの科学技術水準のボテンシャルの日米の比較といふ問題につきましてちょっとお伺いしたいんであります。私が長い間エネルギー担当、経験してまいりましたけれども、昨年の三月、科学技術庁委託調査研究報告書、これを見てまいりますと、科学技術水準及び研究開発ボテンシャル、いわゆる可能性ですね、そういう総合的な調査分析といふのが発表されおりませんけれども、これは我が国は、社団法人科学技術と経済の会が受託をいたしました調査でございます。

全く先生御指摘のとおりでございまして、資源エネルギー関連の技術ボテンシャルあるいは科学技術水準につきまして寒心すべき状態ではないかと思つております。確かに資源エネルギーの技術開発につきまして関係者のコンセンサスづくりがおくれておったとか、あるいは開発体制の整備がおくれていたというような要因がいろいろと作用しておるんではないかと思います。しかし、日本のエネルギー供給構造の脆弱性に照らしますと、それがとても、端的に言うならば、この報告書の中に出たる課題でございますので、今後とも熱心に取り組んでまいりたいというぐあいに思つております。

○対馬孝且君 今、答えをいただきましたが、時間もありませんから具体的なことは私避けますけれども、端的に言うならば、この報告書の中に出たる「科学技術水準（日本）」の場合、「やや高い」というのは軽水炉の安全性だけですね。あと

それから、第二番目に御指摘いただきました研究費の問題でございますが、御指摘になりましたのは総務省が六十年の春に発表いたしましたエネルギー研究調査報告であろうかと存じます。確かにこの調査によりますと、五十八年度の化石エネルギーの研究費あるいは自然エネルギーの研究費は減少いたしております。ただ、私どもの感じでは、この状況につきましてはやや特殊なファクターが働いておつたのではないかと思つております。

御高承のよう、五十八年度は石油の価格が非常に大幅に低下した年度でございます。その結果、石炭、石油及び代替エネルギー特会につきまして、約四百億円の減額修正を行つたというようになります。この分野におきましては、やはり政府の研究開発費の先導効果あるいは呼び水効果はかなり大きいと思つておりますので、その辺がかなり影響した面もあるのではないかと思つております。

ただ、過去五十八年度までの五年度間の年間の伸び率で見ますと、化石エネルギーが約三〇%増して、約四百億円の減額修正を行つたというようになります。この分野におきましては、やはり政府の研究開発費の先導効果あるいは呼び水効果はかなり大きいと思つておりますので、その辺がかなり影響した面もあるのではないかと思つております。

伸び率で見ますと、化石エネルギーが約三〇%増して、約四百億円の減額修正を行つたといふようになります。この分野におきましては、やはり政府の研究開発費の先導効果あるいは呼び水効果はかなり大きいと思つておりますので、その辺がかなり影響した面もあるのではないかと思つております。

ただ、過去五十八年度までの五年度間の年間の伸び率で見ますと、化石エネルギーが約三〇%増して、約四百億円の減額修正を行つたといふようになります。この分野におきましては、やはり政府の研究開発費の先導効果あるいは呼び水効果はかなり大きいと思つておりますので、その辺がかなり影響した面もあるのではないかと思つております。

藏、ウラン濃縮、食品加工、水産資源評価、高炉の問題、石炭ガス化の問題、とうずっと上がってきたりますけれども、実際はほとんどこの部面ではずっと下がっていますね。

今度はまたほかの面でいいますと、家畜の飼養管理、太陽光発電、石炭液化、作物病害虫防除、熱発電、海洋エネルギー、バイオマス変換、こういうものだけですね、これ「同等」というのは、あとは全部ほとんど下がって、今私ここに持つていますけれどもね。

そういう点から見ると、時間もありませんからあれですが、今資源エネルギー庁次長の方からお答えございましたけれども、そういう認識をしておるようになりますから、今指摘をした点を踏まえて、これから一層ひとつ積極的にやつぱり対応すべきであると、この点はどうでしようか。

○政府委員(浜岡平一君) 全く御指摘のとおりでございまして、特に今後非常に重要な視されております核燃料サイクルでございますとか、あるいは石炭液化、石炭ガス化といったような分野での立ちおくれが指摘されていることは、まことに残念なことだというふうに思っております。

御指摘のとおり、こういう分野につきまして、政府はもちろんでござりますが、産業サイドも一層監督をいたしまして、積極的に取り組んでまいります。

○対馬孝且君 ゼひそういう方向にひとつ一步一歩実っていくように最善の努力をするように申し上げておきます。

次に、我が国の研究開発費の支出の予測をどういうふうに見ているかという点でござります。

我が国の研究開発費は、私の調べによりますと、一九八二年六兆五千億でありまして、対国民総生産で見ますと二・四四%になつております。

一九六〇年代は、確かに当初は一・五%に満たなかつたわけですから、その後一様な上昇の傾向を

見せてまいりまして、一九八二年に二・四%を超えたました。戦後四十年全体で見た場合、その伸び率は必ずしも伸びているとは言えないんじゃないか、四十年のあれをずっと見てまいりますと。そういう意味では低下する傾向にある。したがつて木材加工利用だと、森林施業、太陽熱発電、地熱発電、海洋エネルギー、バイオマス変換、こういうものだけですね、「同等」というのは、ありますけれどもね。

通産省の「八〇年代通産政策ビジョン」、これをちょっと検討してまいりますと、一九八〇年代末までには研究開発費は国民総生産の三%水準と、こういうものが出ていてあります。したがつて、この目標達成のためには、毎年実質成長率が七%ぐらいずつ伸びていった場合に三%と

いう水準ということになるよう私は考えますけれども、企業のそれは七%ぐらい期待できるようあります、が、国の研究開発費としましては極めて厳しいようと考えられます。したがつてこの三つの目標達成が果たして可能なのかどうかといふ点について、財源が妥当なものかどうかといふ点をひとつお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、「八〇年代の通産業政策ビジョン」におきましては、八〇年代の半ばにGDP比率を大体二・五%程度、それから一九九〇年代に至るときには約三%という目標を、指針を掲げておるところでございます。

今までに御指摘になりましたように、国際比較をしてみますと、日本の場合は八二年度でお話のように二・四四%、八三年度は二・五八%といふことでございまして、西ドイツの二・八、アメリカの二・七に比べるとやや低くなつてはおりま

すが、しかし最近ではかなり高うございまして、ちょうど一九八〇年度で見ますと二・一八であ

りましたのが八三年度に二・五八まで来た、こうしたことになるわけであります。先ほども御質問、御指摘がございましたように、日本の場合に

はむしろ民間が非常に主体になって、七割の研究開発費を民間が負担をいたしておりますことと、二・四四という数字は、西独あるいはアメリカに

劣っていますし、英國並みのレベルとなつてはおりませんけれども、最近的主要先進国の国民総生産に対する研究開発費といふものの上昇傾向を見ています。今後またこの民間の活力を最大限に發揮してまいりますと、西ドイツは一九八三年に二・八〇%という高い比率になつていています。

もちろん先ほどから御指摘がござりますように、問題はGNP比率も重要であります。それでその中身がどうであるかということが非常に重要であるわけで、そういう意味では民間の活力もできるだけ基礎研究あるいは応用研究に振り向けていく、こういう政策が必要であるということと、今回こういった民間の活力で特に基盤的な技術の基礎研究、これに力を入れていくという方向に、この政策を出すことによりまして八〇年代後半を今後基礎研究を中心とした研究開発の充実と

いうことに持つていただきたい、かように考えて

あります。

しかば、一九九〇年代になつて、その後二〇〇〇年に向けてどういうふうにしていくかといふことでございますが、これはまだいろいろ流動的な要素がございますので、必ずしも明確な目標を定めるということはなかなか難しいことかと思うわけであります。しかし、いつにいたしましても、先ほど来から御指摘がございまるいわゆる創造性に富む技術と、うところに力を入れて、今後日本の充実を図つていただきたい、これがこれから日本の

経済成長をより確かにするものではなかろうか、

かようく考えておるわけでありまして、そういう技術力の充実強化という点については、九〇年

代に至りましたときに引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

○対馬孝且君 「八〇年代の通産政策ビジョン」

という中にこう出でていますね。「八〇年代末には歐米水準に近づけ、少なくとも四割程度の政

見せてまいりまして、一九八二年に二・四%を超えたました。戦後四十年全体で見た場合、その伸び率は必ずしも伸びているとは言えないんじゃないか、四十年のあれをずっと見てまいりますと。そういう意味では低下する傾向にある。したがつて木材加工利用だと、森林施業、太陽熱発電、地熱発電、海洋エネルギー、バイオマス変換、こういうものだけですね、「同等」というのは、ありますけれどもね。

そういう点から見ると、時間もありませんからあれですが、今資源エネルギー庁次長の方からお答えございましたけれども、そういう認識をしておるようになりますから、今指摘をした点を踏まえて、これから一層ひとつ積極的にやつぱり対応すべきであると、この点はどうでしようか。

○政府委員(浜岡平一君) 全く御指摘のとおりでございまして、特に今後非常に重要な視されております核燃料サイクルでございますとか、あるいは石炭液化、石炭ガス化といったような分野での立ちおくれが指摘されていることは、まことに残念なことだというふうに思つております。

御指摘のとおり、こういう分野につきまして、政府はもちろんでござりますが、産業サイドも一層監督をいたしまして、積極的に取り組んでまいります。

○対馬孝且君 ゼひそういう方向にひとつ一步一歩実していくように最善の努力をするように申し上げておきます。

次に、我が国の研究開発費の支出の予測をどういうふうに見ているかという点でござります。

我が国の研究開発費は、私の調べによりますと、一九八二年六兆五千億でありまして、対国民総生産で見ますと二・四四%になつております。

一九六〇年代は、確かに当初は一・五%に満たなかつたわけですから、その後一様な上昇の傾向を

見せてまいりまして、一九八二年に二・四%を超えたました。戦後四十年全体で見た場合、その伸び率は必ずしも伸びているとは言えないんじゃないか、四十年のあれをずっと見てまいりますと。そういう意味では低下する傾向にある。したがつて木材加工利用だと、森林施業、太陽熱発電、地熱発電、海洋エネルギー、バイオマス変換、こういうものだけですね、「同等」というのを見ても「やや低い」と。「同等」というのをあえてここで見ますと、木

材加工利用だと、森林施業、太陽熱発電、地熱発電、海洋エネルギー、バイオマス変換、こういうものだけですね、「同等」というのは、ありますけれどもね。

そういう点から見ると、時間もありませんからあれですが、今資源エネルギー庁次長の方からお答えございましたけれども、そういう認識をしておるようになりますから、今指摘をした点を踏まえて、これから一層ひとつ積極的にやつぱり対応すべきであると、この点はどうでしようか。

○政府委員(浜岡平一君) 全く御指摘のとおりでございまして、特に今後非常に重要な視されております核燃料サイクルでございますとか、あるいは石炭液化、石炭ガス化といったような分野での立ちおくれが指摘されていることは、まことに残念なことだというふうに思つております。

御指摘のとおり、こういう分野につきまして、政府はもちろんでござりますが、産業サイドも一層監督をいたしまして、積極的に取り組んでまいります。

○対馬孝且君 ゼひそういう方向にひとつ一步一歩実していくように最善の努力をするように申し上げておきます。

次に、我が国の研究開発費の支出の予測をどういうふうに見ているかという点でござります。

我が国の研究開発費は、私の調べによりますと、一九八二年六兆五千億でありまして、対国民総生産で見ますと二・四四%になつております。

一九六〇年代は、確かに当初は一・五%に満たなかつたわけですから、その後一様な上昇の傾向を

見せてまいりまして、一九八二年に二・四%を超えたました。戦後四十年全体で見た場合、その伸び率は必ずしも伸びているとは言えないんじゃないか、四十年のあれをずっと見てまいりますと。そういう意味では低下する傾向にある。したがつて木材加工利用だと、森林施業、太陽熱発電、地熱発電、海洋エネルギー、バイオマス変換、こういうものだけですね、「同等」というのを見ても「やや低い」と。「同等」というのをあえてここで見ますと、木

材加工利用だと、森林施業、太陽熱発電、地熱発電、海洋エネルギー、バイオマス変換、こういうものだけですね、「同等」というのは、ありますけれどもね。

そういう点から見ると、時間もありませんからあれですが、今資源エネルギー庁次長の方からお答えございましたけれども、そういう認識をしておるようになりますから、今指摘をした点を踏まえて、これから一層ひとつ積極的にやつぱり対応すべきであると、この点はどうでしようか。

○政府委員(浜岡平一君) 全く御指摘のとおりでございまして、特に今後非常に重要な視されております核燃料サイクルでございますとか、あるいは石炭液化、石炭ガス化といったような分野での立ちおくれが指摘されていることは、まことに残念なことだというふうに思つております。

御指摘のとおり、こういう分野につきまして、政府はもちろんでござりますが、産業サイドも一層監督をいたしまして、積極的に取り組んでまいります。

○対馬孝且君 ゼひそういう方向にひとつ一步一歩実していくように最善の努力をするように申し上げておきます。

次に、我が国の研究開発費の支出の予測をどういうふうに見ているかという点でござります。

我が国の研究開発費は、私の調べによりますと、一九八二年六兆五千億でありまして、対国民総生産で見ますと二・四四%になつております。

一九六〇年代は、確かに当初は一・五%に満たなかつたわけですから、その後一様な上昇の傾向を

をしてまいる所存でございます。

○対馬孝且君 時間の配分の関係もありますので、法案の内容に入ります前に、郵政省にちょっと二、三この機会にお伺いしておきたいのです。

まず郵政省関係でございますが、この基盤技術研究円滑化法案に對して、郵政省の基本的な姿勢と考え方についてちょっとお伺いします。

○政府委員(奥山雄材君) 郵政省といたしましては、この基盤技術研究円滑化法案の趣旨につきましては、

して、当初この法案の背景をなします予算の編成段階から私どもが構想しておりますものを取り入れた形でこの法案が実現いたしましたので、ぜひともこの円滑化法案を速やかに御可決していただきまして、この精神にのつとて、今後電気通信分野における基盤技術の研究開発に資していくたいというのが基本的な考え方でございます。多少数訂正して申し上げますと、本年の四月一日

から、御承知のとおり電気通信分野の全面的な抜本的な改革が行われまして、競争原理の導入が図られたところでござりますが、その目的とするところは、突き詰めて申し上げますと、国民各界各層にあまねく低廉でしかも良質の機器を供給し、そしてより多様で高度な電気通信サービスを均てんするというのがその目的でございます。そうしたこれから二十一世紀に向かつて国民が期待をする高度で多様な電気通信サービスを開発するためには、どういたしましても電気通信分野における基盤技術といふものが不可欠になります。なつてまいります。こうした観点から、既に昨年なつの予算の編成段階で、当時まだ電電改革三法が国会で御審議中でございましたけれども、六十年度予算の要求の中、電気通信振興機構といったような特殊法人を設立する構想を持ったわけですが、その際には、電電の株式の売却益並びに配当金をその財源とするこことによって、将来において必要な電気通信分野における基礎技術の研究開発に貢献していきたいという構想でございました。

この財政事情等もこれありますて、今回この法案に盛り込まれました基礎技術研究促進センターといふような形で民間の活力を最大限に尊重する中で、電気通信分野における基礎技術あるいは応用技術といふものが、今後その開発促進に向かって加速化されていく方途が講じられましたので、私もどもいたしましては、ぜひ今回法案に盛られております基礎技術研究促進センターを活用することによりまして、当初予定いたしました構想とは若干異なる面はございましたけれども、所期の目的は達せられるものといたしましてこの法案に大いに期待をし、またその目指す方向には全面的に賛意を表しているところでございますので、通産省と共同でこの法案を作成し、また国会の御審議にゆだねたところでございます。

○対馬孝且君 なお、これ後から具体的にひとつ郵政、通産省の関係についてお伺いしますけれども、率直に言つてあれでしよう、本来ならばこれは郵政省としては、電気通信といふ一つの単独法案として、基礎研究としての法案の設立の目的に立つたことは間違いないことでありまして、しかし、財源、先ほども話が出ました、後から申し上げますけれども、新電電の株の一部を産業投資会計に入れて、今度の法案の成立の基礎になつているわけです。しかし、問題としては、これ細張り争いといふ意味じゃないけれども、結局、郵政省にすればむしろ思い切った情報通信というものに對して、むしろ独自のセンター、基礎技術といふものを充実することが当然考え方られておつたわけですから、そういう点からいきますと、今この法案の中でも充実をしていきたいと、こういうお答えですから、これはそれなりに受けとめますけれども。

私は、しかし実際問題として、郵政省の立場からお伺いしたいことは、この基礎研究の電電の今回の公社の実態から見まして、やっぱり一千億以上の研究費を投じておるんだね、電電公社の段階では。何ばこれが民営化されたから、新電電になつたからといって、すぐそんな簡単に、一千億も

今まで公社の段階で研究開発費が使われておつて、それがたかが四十億や九十億、百億で、すぐそれが二十一世紀の情報化社会のまさに重大な情報といふものを、開発というものをやろうといふ。こういう認識に立つならば、どうも私はその点を本当に郵政省がしつくり理解して——これがやらの電気通信の基礎研究、応用研究というのは私はやっぱり莫大な経費がかかるんじゃないか、とう思うんですね、これは郵政省の立場から考えた場合に。それが果たして今回の法案の内容のよろなもので一体目指す情報化社会に対する電気通信技術といふ、基礎技術といふものが本当にこれは目的達成されるのかということについて、率直にどういうふうにお考えになつてあるか、この点をお伺いします。

そこで、これまで電電株式会社というものが生まれるに至ったその背景並びに今回の私どもが御提案申し上げております基盤技術研究促進センター、に盛られております基盤技術研究促進センター、その運営打ちとなります財源等に思いをいたしますときには、民間の活力を可能な限り投入しながら、その中で国としても一定の役割を果たしていくべきであろうという考え方でございます。国がやるべきものはあくまでも国としての立場で行なが、ら、かつこれから世界各国における電気通信分野における技術開発と同様に、民間の活力を最大限に尊重し發揮してもらいたいながら、この基盤技術研究促進センターといふものがその環境整備あるいはリスクマネーの供給といった形で、電気通信分野の基礎技術並びに応用技術開発に大いに貢献していく余地があるんではないかというふうに考えております。

もちろんのこと限られた原資でございますので、その過程ではさまざまな工夫を私どもも講じなければならないと思つておりますし、重点的にプロジェクトを絞るなり、あるいは側面からR&A推進目標あるいは一つのガイドラインを示すといったような、さまざまな国としてなすべきことを支援措置を講じながらこのセンターを活用してまいりたいというふうに考えております。

○対馬幸旦君　いや、実際これ今答えはあつたけれども、あなた自身もそれは相当これから基盤技術センターというものに対して僕は一抹の懸念は持っていると思うんですよ。それはどう言つたってやつぱり今まで一千億以上のものの研究開発をやっておつて、民間になつたからすぐ活力が生かしていけるなんていうようなことは、これは考えたって、この程度のセンター資金で一体何ができるか、これは率直に素朴なあれですよ、私いつもそういう感じがするんだ。これ。こんなもので電気通信という基礎研究というものは、応用研究は一体何ができるのか。

それでは、具体的に電気通信関係ではどういう

事業を一体研究開発でやろうとしているのか、こういう点だね。だから、何か郵政省の考え方と通産省の考え方で一元化したという、表面的にはそなつていてるだけれども、中身がそれによって伴っていくのか、どうも伴っていないんじゃないのかという感を深くするし、それから郵政省の立場から見ると、郵政省側から見ると、どうも通産省が管理権を持つているわけですから、後で質問しますけれども、この目的は電気通信並びに鉱工業ということが目的ですから、どうも電気通信の方はおろそかにされていくのではないかと、こういう懸念だつて私はあると聞いているんだ。これは現実にそういう声も聞いているんですよ。だから、その点について忌憚のない、そういう懸念がなくてこれから電気通信事業そのものの内容は一体どういうものがなされて、どういうふうに進んでいくんだというあたりがあれば、率直にお聞かせを願いたい。なきやおかしな話だと、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(奥山雄材君) 私どもは、この法律の立案準備過程から通産省と密接に連絡調整を行って、ながら進めてまいりましたわけでございまして、この法律の定義にございますように、電気通信にかかる技術といふものも鉱工業の技術と同様に位置づけられているというふうに認識しております。限られた予算であることは事実でござりますので、電気通信分野にかかる試験研究につきまして効率的に投入していくかなければならないということは痛切に、もちろんのこととござりますが、考えております。

そのような中で、具体的にそれではどのようなものを考えているのかというお尋ねでござりますが、実際のプロジェクトの具体化はセンターが発足した後になるかと思いますけれども、例えばといたします例示で申し上げますと、これらの電気通信のインフラストラクチャー、社会基盤としての性格を考えますと、光ファイバーといったようなものが一つの大きな柱になることは紛れもない事実でございますし、世界電気通信連合の中でも、これ

は世界的な趨勢として既に認知しているところでございます。そうした光通信技術というものは日進月歩で発展しておりますし、既に電電株式会社も光ファイバーの総設計画も持っておりますけれども、光通信の基礎技術そのものはまだこれから二十一世紀に向かって開発していくなければならないところでございまして、アメリカにおいても西ドイツにおいても、先ほど福川局長の御答弁にもありましたが、官民挙げてこうしたものを開発に取り組んでいるところでございます。

通信そのものが端末から端末までの全過程を通じての……

○対馬孝旦君 簡単でいいわ、時間がない。

○政府委員(奥山雄材君) はい。伝送から交換技術というネットワークを形成するものでございまので、そういう技術というのが、全過程を通してトータルな形で光伝送技術というものが確立いたしますと、これは情報量においても、伝送速度においても飛躍的な向上が期待されるわけでございます。端的に具体的な例として代表的な例で申し上げますと、今申し上げましたような光通信技術というものが最も代表例ではないかとうふうに考えられます。

○対馬孝旦君 時間もあれですから、これは少しが後で、法案の中身でまた具体的に聞きますけど、これの当初の郵政省が発想した電気通信という目的意識からいくなれば、これだけ今回の基礎技術の研究センターで目的が達成されるとはあなた自身も考えていいだろうし、私素人でもそんなことは考えられない、これははつきり指摘しておかなければなりません。

そういう意味で、それだけにこれから法案の審議をするわけでありますと、内容を充実をして、将来しっかりやりっぱりどういう展望を持つのかという点に通産省としては考えていくべきではないか、こういうふうにこれ考えますので、郵政省の考え方は、一応あなたの答弁はわかりましたけれども、内容的には私はそういうものではないんだけれども、むしろ当初の発想からいくなれば大きめだろうと。

くやつぱり後退している。こういう感を深くせざるを得ませんので、これは後で申し上げたいと思います。

ただ、一つだけ聞いておかなければならぬのは、電電改革法案の国会審議の際に、衆参両院の通信委員会で、電電株の売却益や配当について、公社の資産形成の経過にかんがみ電気通信会野における基礎技術の研究開発に回すべきである。この議論が活発に行われました。しかるに政府は、自民党の電電改革法案を十二月二十日に国会を通過させるや否や、その翌日の十二月二十一日には、早くも電電株の三分の二は国債償還に充て、残る三分の一の政府保有株の配当金だけをセンターの事業資金に回すという旨の決定を行っています。この経過はまことに不明朗な経過になつてゐるんじゃないいか、国会監視ではないかといふ感を深くせざるを得ないんありますから、この点どういうふうに考えておられるかですね。

これ私は、当時も国会対策副委員長やつておりますからこの問題にかかわっていますけど、当時は小委員会を設置して国民の意思を聞きながら、むしろ小委員会的なものの性格を聞きながらやる性格のものであるという意味の、これは言うならば与野党間内でそういう意思統一をされたという私は確認をしているわけですよ。間違つてもらつちや困るが、国民の感情から言うならば、やっぱり電話の架設というのは国民の共有財産だと思うんだね、私ははつきり言つて。それをとにかく勝手にこういう扱いをするということの認識について私は極めて不満があります、率直に申し上げて、國民から見たつて、これは國民の共有財産ではないか、むしろ國民にこれは返すべきものである、こういう考え方立つてゐるのに、一応こういう経過でもつて処理をされるということについて、率直にひとつ政府側の考え方をお聞かせ願いたいと、こう思います。

構というような設立構想を持つて、六十年度予算の最重要施策として、既に改革三法と並行をして予算折衝を進めていたわけでございます。その中で、参議院の通信委員会で総理も発言され、また附帯決議もいただきましたして、国会における審議並びに電電の株式の形成されてきた背景等も含めて、その処理については慎重に検討すべきであるといったような御議論が多々ございました。

そのような御議論を踏まえて、私どもとしては電電株式の現物出資により振興機構を設立する構想を抱いていたわけでございますが、他方、通産省の方におかれましては、開銀の出資等によりまして産業技術センターといふものの構想を持っておられました。それが政府部内の調整の過程で、いずれも基盤的な技術の研究開発の推進という意味では軌を一にするものであるということから、両法人の設立にかえて、今回法案に盛り込まれておりますような基礎技術研究促進センターという形で結実することになったわけでございます。

たまたま電電改革三法が国会で成立いたしましたのが十二月二十日でございましたが、当時既に政府の予算原案の最終的な固めをしなければならない段階に入つておりましたので、翌二十一日、ただいま御指摘がございましたように、政府・与党の連絡会議におきまして、今回法案に盛られましたのような形での意思統一が図られたわけでございます。

二十日に法案が成立をした翌日、すぐそのような、それまでの議論の経過を無視するような決定が行われたことは非常に国会解説ではないかといふ御指摘でございますが、国会でのさまざまなもの議論を踏まえて、その政府・与党連絡会議でも郵政大臣としては郵政大臣の立場からいろいろお話を申し上げたわけでございますが、官房長官とか総務庁長官といったような、郵政、通産省の大 臣のみならず、政府全体としての総合調整を図るお立場の方々並びに党の方の御意向を最終的に決定したのが翌二十一日ということになつたわけでございまして、その意味では非常な奇跡が丘接し



た通産省としては、どうも郵政省主導でつくられた日本情報通信振興協会に対抗したものとして両協会の一本化が不可欠だった、というふうに判断せざるを得ないんですね、私は。しかし、両省間において加盟企業の業務内容あるいは経営基盤というものを調べてみますと違っていますから、不安視する向きもあったと思います。

しかし、やはり設立して一年もたないうちに内部対立が繰り返されたようなことで、現在のまでは存続することが難しくなっているんじゃないか。したがって、これについて大手のソフトウェアハウスの社長なども、これ日経新聞を私ずっと読んで勉強してもらつたけれども、どうも通産省にはあせりがあったんじゃないか。特にアメリカ側の反対で一たん発生したプログラム権法、つまり広告とかそういうものの権利でありますが、それを何とか実現するために民間の利用を図らうとして、民間団体を強引に結びつけた嫌いがある、そこに無理があつたんじゃないか、こういう述懐をしています。お役所主導の民間活力のどうもまやまやではないか、こういうふうに言わわれているわけでありますが、今回の基盤技術研究促進センターがこの二の舞いになるようなことのないように、政府として考え方を明らかにしておくべきではないかということを申し上げたいんです。

日経新聞を見ますと、随分これは出ていますな、日経に官側の声、民の声というのが。これ言うと時間がかかるから申し上げませんけれども、これらを含めてちょっとと考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(木下博生君) 日本経済新聞に「ハイテク政策検証」ということで今先生おっしゃったようなことがいろいろ書いてござりますけれども、確かに昨年、コンピューターのソフトウェア開発関係の業者の集まりである団体と、それから計算センターの団体とを合併しまして、情報サービス産業協会というのが設立されたわけでござります。これは、コンピューターを通じて行う計算センターサービスの人たちもソフトウェアの開発

に従事している、それからソフトウェアの関係の業者もいろいろな情報提供サービスもやっている

ク政策検証」という連載解説の中に、現に大根文

平日経連会長

だつて言つておられるじゃないですか。

政府のつくる特殊法人はそのまま官製になる。

会長はこういうことも言つておられるし、それから大手電機メーカーの首脳の言葉をかりれば、「民間活力の導入」というのは、日本では官が民を後押しするという意味ではなく、官が民間の活力を利用しようという意味なんですね」と、これ大手の電機会社の主要な幹部のコメント載っていますけれども、こういうことが率直な民間の方々の、正しいか正しくないかは別にして、素朴な声だと思いますよ。

ですから、内部でそれぞれのグループの人たちの意見等もあって、一遍に最初から一つの団体という格好で動いているわけじゃございませんが、徐々に両方の意見も糾合して、一つの団体としての動きを示し始めているというふうに私どもは考えております。

しかも、コンピューターのプログラムの権利を確保する法律の関係で私どもはこういうものをやつたわけじゃございませんで、コンピューターのソフトウェアの権利の確保をいかにしてやつたらいいかというのは、從来からも通産省で検討しておりましたし、文部省の方でも検討しておつたわけでもございまして、こういう問題は全く別個の問題として、私どもは、今後情報産業が発展する上で、そういう情報提供サービスあるいはソフトウェアの開発といふものがうまく進むようになりますが、私どもとしましても、今回基盤技術の特に基盤研究あるいは応用研究に力を入れてやっていくことによって、きちんと充実をしていくべきである、この点はどうですか。

○政府委員(福川伸次君) 今御指摘がございました

いろいろの今後の団体のあり方でございます

が、私どもとしましても、今回基盤技術の特に基盤研究あるいは応用研究に力を入れてやっていこ

うとういうことでございます。産業界においても、

このセンターの設立あるいはこの法律については

大変力を入れ、かつ深い関心を寄せておるわけでございます。

私はともいたしましたが、このセンターの設立が実現をいたしました暁には、そういういろいろ

な内部の対立というようなことがもちろんない

ように、また全体として十分効率的になりますよ

が実現をいたしました暁には、そういういろいろ

なりたいと、かように考えておるわけでございま

すので、いろいろ御指摘の点は今後十分運用の面

に生かしていくことを考えております。

○対馬孝且君

郵政省はどうですか、お考えを。

○政府委員(奥山雄材君)

先生御指摘になりまし

た通産省所管の両協会のいきさつは、私は全く存

じ上げませんが、少なくとも基礎技術研究促進セ

ンターにおきましては、いささかもそのような批

判を招くことのないよう、今後とも通産省と十

二つの団体がそれぞれ競合するよりも一緒に共同

してやつていった方がいい。特にソフトウェアの

開発、利用、それから自動化というような問題

は、いろいろ大きな問題を抱えておりますので、

そういう問題を全体の業者は糾合してやつてい

た方がいいだろうということで、情報サービス産

業協会というのができただけでございまして、昨

年できてちょうど一年たつておりますが、もちろん歴史のある二つの団体が合併したわけでござい

ますから、内部でそれぞれのグループの人たちの

意見等もあって、一遍に最初から一つの団体とい

う格好で動いているわけじゃございませんが、

徐々に両方の意見も糾合して、一つの団体として

の動きを示し始めているというふうに私どもは考

えております。

しかも、コンピューターのプログラムの権利を

確保する法律の関係で私どもはこういうものをや

つたわけじゃございませんで、コンピューターの

ソフトウェアの権利の確保をいかにしてやつたら

いいかというの

は、從来からも通産省で検討して

おりましたし、文部省の方でも検討しておつたわ

けでございまして、こういう問題は全く別個の問

題として、私どもは、今後情報産業が発展する上

で、そういう情報提供サービスあるいはソフトウ

ェアの開発といふものがうまく進むようになりますが、私どもとしましても、今回基盤技術の特に基盤研究あるいは応用研究に力を入れてやっていくことによって、きちんと充実をしていくべきである、この点はどうですか。

○政府委員(福川伸次君) 今御指摘がございました

いろいろの今後の団体のあり方でございま

すが、私どもとしましても、今回基盤技術の特に基

盤研究あるいは応用研究に力を入れてやってい

くことによって、きちんと充実をしていくべきで

あります。

○対馬孝且君

今両局長からお答えがございました

けれども、大臣、やつぱりさつき言つたよう

な、民間側から見るところのものをつけ

ていく場合の政府側の考え方、政府側の態度とい

うものは、民間には必ずしも信頼し、信頼関係の

中でそれじゃ協力していくかという素朴な気持ちになつていなければ、さっき言つた一つのコメントになつていていますからね。だから

その点、大臣としてこの基盤技術センターの設立に当たって、そういう民間の活力と言葉では言つてもしようがないから、こういう声があるという現実を踏まえて、私はむしろ今これからわれる基盤技術センターというものをしっかりと充実し、そして内容にこたえていく。また法案の目的にあるように、国民の経済生活のためになるといふ波及効果あるいは影響力というものを踏まえし、そして内容にこたえていく。また法案の目的にあるように、国民の経済生活のためになるといふ波及効果あるいは影響力というものを踏まえて、きちんと充実をしていくべきである、この点どうですか。

○政府委員(福川伸次君) 今御指摘がございました

いろいろの今後の団体のあり方でございま

すが、私どもとしましても、今回基盤技術の特に基盤研究あるいは応用研究に力を入れてやってい

くことによって、きちんと充実をしていくべきで

あります。

○対馬孝且君

今両局長から答弁があつたけれども、

かろうなんて、何かその場になつてから思いつい

たようなことを言つたって、それは僕はなかなか

うふうに考えております。したがつて、今後は一

体化した運営で、より業界の発展のためにこの協

会はうまく動いていくものと我々は考えておりま

す。

○対馬孝且君

今局長から答弁があつたけれども、

かろうなんて、何かその場になつてから思いつい

たようなことを言つたって、それは

ものがあるわけでございまして、そのため民間の活力を發揮していただくわけでございますから、対馬委員の御指摘の点は、私は十分理解することができます。したがって、前向きに、時代に即応したような対応をしっかりとやっていくべきである。そのためには、例えば通産省、郵政省は本当によく協議をし合つて、その民間組織を育成するという考え方で進むべきである、こういうふうに思つております。

○対馬孝且君 今大臣が言われましたから、ひとつ本当に民間活力をむしろ生かし、また活力といふものが基本になってセンターというものが充実されていくというお答えですか、それをひとつ踏まえてしつかりやつてもらいたいということを申し上げておきます。

それでは次に、研究評価の制度の実効性についてお伺いをしたいと思います。

各種の国家プロジェクトの制度は極めて巧みにできております、私なりにちょっと勉強してみますと。テーマ決定時には学識経験者を入れて委員会をつくるやり方、これは中曾根方式はそうですけれども、どうも国民的なコンセンサスを得たような印象を与えながらやつていていますけれども、それは一つの別問題としまして、テーマ決定時に学識経験者を入れた委員会や審議会をつくる。そのお墨つきでプロジェクトをスタートさせる。この成果の評価も、学者を動員しているんりますが、一応客観的な形をとるわけでありますけれども、ところが評価を下す大先生の多くは、諸先生方は博識者であつて、失礼だけれども専門家ではない——私が言つているんじゃないですよ、これ、マスコミの中でもそういうことを言つてゐるんであります、ケースが目立つています。

この点について欧米諸国ではもういち早く手を打つてきましたけれども、どうも日本の進みがないを見ますとそうでもない。つまり、科学技術会議の政策委員会が評価制度の導入に取り組む方針は決めていますけれども、各省から一齊に反対の意向が今表明されている。したがって、こうした

状況のもとで、能力ある優秀な研究者にとつては働きにくい職場になつていいのではないか、やら、対馬委員の御指摘の点は、私は十分理解することができます。したがって、このことは即応したような対応をしつかりとやっていくべきである。そのためには、例えば通産省、郵政省は本当によく協議をし合つて、その民間組織を育成するという考え方で進むべきである、こういうふうに思つております。

○対馬孝且君 今大臣が言われましたから、ひとつ本当に民間活力をむしろ生かし、また活力といふものが基本になってセンターというものが充実されていくというお答えですか、それをひとつ踏まえてしつかりやつてもらいたいということを申し上げておきます。

それでは次に、研究評価の制度の実効性についてお伺いをしたいと思います。

各種の国家プロジェクトの制度は極めて巧みにできております、私なりにちょっと勉強してみますと。テーマ決定時には学識経験者を入れて委員会をつくるやり方、これは中曾根方式はそうですけれども、どうも国民的なコンセンサスを得たような印象を与えながらやつていていますけれども、それは一つの別問題としまして、テーマ決定時に学識経験者を入れた委員会や審議会をつくる。そのお墨つきでプロジェクトをスタートさせる。この成果の評価も、学者を動員しているんりますが、一応客観的な形をとるわけでありますけれども、ところが評価を下す大先生の多くは、諸先生方は博識者であつて、失礼だけれども専門家ではない——私が言つているんじゃないですよ、これ、マスコミの中でもそういうことを言つてゐるんであります、ケースが目立つています。

この点について欧米諸国ではもういち早く手を打つてきましたけれども、どうも日本の進みがないを見ますとそうでもない。つまり、科学技術会議の政策委員会が評価制度の導入に取り組む方針は決めていますけれども、各省から一齊に反対の意向が今表明されている。したがって、こうした

例えは新技術開発事業団の委託開発制度においても、三十六年度から五十八年度までの二十三年間に、百八十九件にも達する委託開発課題のうち百六十八件が成功と認定したもの、実用化され、

熱発電など極めて少ないという問題は、代表がぜひ最後の記念としてひとつ理解ある立場でお伺いしてくれば、私は率直にこれは申し上げなければならぬと思っております。

私も最後の責任ある立場で、来年私も第三期の議員の一人としてやろうというふうに決意をしておるんですけど、例えば今言つたこともそういうことに一つの見方なり関連があるということ

おるんですけど、例えは今申し上げたことは、もこれは事実ですよ、正直申し上げて。だから、そういう点についてこれ今申し上げたいことは、

つまりこの発光ダイオードとか地熱発電とか、つまり産業の実際に貢献していく技術に実用化していく、こういうことに対しても実際には成功か、あるいは成功するかしないか、やはり判断基準というものは私は狂いがあつてはならないのです

ではないか、こう思うわけです。こういう点についてひとつ政府側の考え方があつたらお知らせ願いたい、こう思います。

○政府委員(荒尾保一君) 技術開発プロジェクトにつきましての研究の評価の問題でござります

いたしまして、中間段階で二段階あるいは三段階の段階別に専門的な諸先生方もお入りをいたしましてこの研究評価を進めていく、そして過程におきまして、例えは研究の方向を変えるべきでありますけれども、やっぱり官民共同の研究成

果がマスコミをぎわわせたことが多いわけでございませんけれども、さつきから言われているよう

に、かねて民間の活力活力、民活民活と、こう言はれておりますけれども、先ほど言ったように民間から見

いたいいろんな工夫をしておるわけでございますけれども、なかなか研究評価につきましての制度ともやつておるわけでございます。しかし、そぞう

のあり方とというのはこのプロジェクトごとにいろいろ違ひがございますし、それに応じた工夫もし

いかなければならぬというふうに考えられるわけでございます。

昨年の十一月の二十七日に、先ほどお話をございましたが、科学技術会議で十一号答申が出され

ておりますが、その中で、研究の合理的なあり方

は効率的な評価を進めるに当たりまして、「対象とする研究開発を客観的にみていくと同時に研究者の創造性を伸ばしていく」という視点が特に重要

であり、また、研究の性格、進展段階、態様等に応じてそれぞれに適した進め方が必要である。」

ということが指摘をされておるわけでございま

す。こういった考え方では研究評価についての非常に基本的な考え方ではないかと思われますが、私どもといたしましても、技術革新のテンポが速ま

り、経済社会環境が変動する中にあります。これが、ただいま先生から御指摘がございましたよう

に、研究評価というの非常に難しいといいます

か、問題をいろいろ含んでおるかと思います。何

と申しましても、その技術開発を特に国等が行い

ます場合といふのは、非常に技術の先端的な分野

を実施をいたすものでございますので、その評価ということになりますとさらにまた難しい問題

でありますけれども、ひとつ今指摘をしたような問題を含めて、

これらの強化促進をスピードアップをぜひして

だということを、この機会にひとつその点をはつ

たて、今回の基盤技術センターというものに対し

て余り、一般的に最近わかつてきましたようなことも

ありますけれども、どうもしつくり胸に落ちない

というやつぱり率直な声がありますね、私も随分

で職場を去つていく研究者が多い、こういう声も

率直に言われています。したがつて、このことは

まさに民間の活力といふものが最大限のあれだと

いうようなことを随分この閣大臣から強調されま

した。そういうことを考えていつた場合に、民間

主導といふのであれば、さつき言つたように天下

りといふことはこの際やるのかやらないのか、そ

の点やつぱりはつきり、こういうことが問題なん

だよ、そういうことはやらない、やつぱり民間の

人材活力といふものを生かして、それがすべてな

んだといふふうな物の考え方には立つてゐる

だということを、この機会にひとつその点をはつ

きりしてもらいたいと思うんだね、これいかがで

しょう。

○政府委員(福川伸次君) もとよりこのセンターの運用が、今先生御指摘のようなことで何らかの誤解を生ずるということは大変好ましくないわけでございます。今回、このセンターが民間において行ないます基盤技術についての試験研究を促進をする、民間の研究を促進をするというために、リスクマネーの供給、あるいは共同研究のための諸事業を行う、こういうことでござりますわけでありまして、もちろんそういうことからいえば、センターの設立、運営についても民間の発意によつてこれが設立をされる、あるいはまたその創意工夫を生かしました格好で運営がなされる、こういうことが非常に重要なわけであります。

しかし、反面、先ほども申しましたように、産業投資特別会計からの資金を受け入れて民間の基盤技術についての試験研究を促進をする、こうしたことからいきますと、運用の公平性ということも、特定の一企業に偏る、あるいは特定の分野に偏るということがないように、これまで公平に、なおかつ公共性を保ちながら進めていく、こういうことで考へておるわけであります。したがいまして、今後人員の配置をどういうふうにするかということについては、まだ私ども特に考へておるわけではありませんが、今申し上げましたように、効率性という観点と、それから公平性という観点と、それを踏まえまして適材適所の人員配置を行なう、こういうことで対応してまいりたいと思つておりますので、その点御理解を賜りたいと存じます。

○対馬孝且君 いずれにしても、今局長から答弁あつた効率性あるいは公平性、あるいはこのセンターの設立の目的達成ということの適正な人員配置ということなんだけれども、そういう私が指摘したような、現に私が言つておるんじやないんだけ、これはさつき申し上げましたように日経新聞の中でも相当この声が出ているんですよ、はつきり言つて、コメントの中に。時間ないから省略し

ますけれどもね。

だから、そういうことを踏まえて大臣ひとつ、

お答えがまあ局長からありましたから、大臣とし

てこのセンターの今言つた民間主導ということを

強調される限り、やっぱりそういう天たり的な人

事あるいは配置というものでなくて、むしろ民間

主導、民活ということを全面に入れた人的機能配

置という方向に出ていかないと、真のやっぱりこ

の目的に沿うたことにならないんではないか、こ

ういうことを僕は心配しているものですから、ま

たはそういう声が多うございますし、この点大臣

にひとつお伺いしておきたいと思います。

○国務大臣(村田敏次郎君) 対馬委員の御指摘は

大変適切な御指摘だと思います。

この設立はこれから問題でございまして、まず法律案を通していただきなければどうにもならないわけでございますが、今、御指摘になられましたセンターの運営について、民間主導で公平かつ効率的に行われるという前提のもとに適材適所の人員配置が行われるものと、このように考えております。

○対馬孝且君 それをしかとひとつ踏まえて、ぜひとういう方向になるよう強く私から希望しております。

それから次に、民間ブーム下の法人設立の実情についてちょっとお伺いしますが、六十年の二月十九日付の日経新聞によりますと、民間活力を理由に財団法人や特別認可法人の相次ぐ設立が見られます。されば、これは政府が財政難で出せなくなつた資金を民間が肩がわりするだけのことを考へてゐるのではないかと。そして、今や不用となつた団体名として、情報処理振興事業協会、日本情報処理開発協会、新世代コンピューター技術開発機構、データベース振興センター、新機能電子研究所といふところが挙げられております。これらは通産省がこれから最も力を入れようとしているものだけに注目を集めています。

○政府委員(福川伸次君) 今、通産、郵政両省以外の基盤技術の研究開発がいかなる手段をもつて進められるかというお話をございます。

この法案の趣旨でござりますけれども、先ほどから再三御論議の中でも明らかになつておりますように、技術開発を推進するに当たりまして、今当面ここで推進したいというのは民間活力を發揮させるための環境条件の整備ということが中心でございまして、そして両省にまたがりますもので国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与する技術を取り上げようということでございま

て一体どういう実態になつてゐるのか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(木下博生君) ただいま御質問の中

ございました一番最初の情報処理振興事業協会、

これは今度のセンターと同じ特別認可法人でござります。四十五年に設立されたもので、政府が大

部分出資しまして民間も一部出資しております

が。それ以外の幾つかお述べになりました日本情

報処理開発協会とか新世代コンピューター技術開

発機構というようなものは、一応民間が設立した

ものがございます。それぞれ情報処理の振興を図

るためにあるいは情報処理関係の技術開発をやる

ための機構でございまして、その運営の費用は民

間企業の方で出しているというものでござります

が、ただ、新世代コンピューター技術開発機構と

か新機能要素研究開発協会というようなところで

は、通産省の方でやつております第五世代のコン

ピューラーとか新機能要素の開発というような関

係の委託費も受けて、それを民間から出向した研

究者等が研究に従事しているということでございま

して、基本的にこれはそれらはそれらの目的に応

じてそれぞれの関係企業が出資をし、それから資

金を出し合つて事業を行つてゐるものでございま

す。

○対馬孝且君 性格は一応今の木下局長のあれでわかりましたけれども、なぜこのことを申し上げたかというと、先ほども申しまつたけれども、これから基盤技術研究促進センターがスタートをす

る内容の中に、今言つた幾つか挙げた団体のよう

な、そういう長所も短所もありますけれども、そ

ういう弊害のないように、やっぱりこれから基

盤技術研究促進センターがスタートをす

る内容の中に、今言つた幾つか挙げた団体のよう

な、そういう長所も短所もありますけれども、そ

ういう弊害のないように、やっぱりこれから基

盤技術研究促進センターというものの中に十分生

れる内容の中では、今言つた幾つか挙げた団体のよう

ことも事実だといふふうに聞いております。

その点をお伺いしますが、例えば、運輸、農

水、建設、厚生四省の場合、これはハイテク開発

は政府挙げてのテーマでありますけれども、これ

らについても意欲的に各省庁の要望を十分に吸収

すべきではなかつたかと。これは二省に独占すべ

きではないという声が、かなりあちこちから抗議

文が出されたこともあります。したがつて、除外された運輸

とか農水とか厚生とか、建設にしたつて、例えば

バイオテクノロジーはこれ農水省で、今や

水産は、私も北海道だけでも、サケ・マス含め

てこれはバイオテクノロジーの問題というのは、

農業問題でも同じですけれども、随分重要なな

てきています。こういう関係からいくと、どうし

て電気通信あるいは鉱工業というだけに限定して

しまつて、むしろそういう総合的な基盤技術、名

前のとおり基盤技術という限りはやっぱり今や

た運輸、農水、建設、厚生、こういった先端技術

開発の目的に立つとするならば、こういうハイテ

クの分野を抱えている研究開発費、また財源の手

当て、こういったものもこれは十分機能し、また

生き残る可能性はないのじゃないかと、こう思

いますので、この点はつきり申し上げまして、除

外をされた省庁としてのハイテクの分野を抱える

研究開発費あるいは財源の手当てというのを一体

生き残る可能性はないのじゃないかと、これを

いますので、この点はつきり申し上げまして、除

して、そういう意味では、いわゆる民間が主体となつて行う技術開発について、その基礎技術の基礎研究あるいは応用研究を民間で進めていくこと、こういうのがこの法案の趣旨であるわけでござります。

そういう趣旨で考えてみると、今御指摘の農業関係のバイオ関係の技術、あるいはまた厚生省関係もそういうものもあるうかと思うわけあります、が、現状で見ます限りは、むしろ農業関係のバイオテクノロジーというのは、こういった民間でやらせるというよりも、むしろ国の試験研究機関でその技術研究開発を行わせるということが中心でありますし、また、厚生省関係におきましても、現在の御判断としては、国立の病院あるいは国立予防衛生研究所といったところでもむしろそういう研究開発を行わせておられると、こういうことであるわけでございます。したがいまして、当面現状で判断をいたします限りは、通産省及び郵政省についての基盤技術というものを取り上げることがいわゆる民間の活力を發揮すると、させると、民間でやらせるということについてやるべき範囲としてこの両省の基礎技術というのが適切ではないんであろうかと、こういう政策の判断で政府としてこのような方針を決めた次第でございます。したがいまして、この両省に限つたことによつて、いわゆる民間が行う基盤技術といふことについては特に弊害が生ずることはなないというふうに考えております。

しかし、もとより御指摘の農水省とか厚生省とかで基盤的な技術をおやりになるという必要性はあるわけであります、それはそれぞれの省庁の御判断、それぞれの政策手段を生かした格好で、いわゆる主として国を中心で行つていると、こういうことによきわしい政策手段をとつて各省がそれの立場からこれを進めていると、こういうふうでございまして、必要な技術開発促進策は各省において適切に展開されておるものと考えておる次第でございます。

思つていましたが、時間がありませんから、まだこれ、これだけの中小企業関係ありますので、これは同僚委員から後日御質問することにします。ただ局長ね、これは率直に申し上げるけれども、基礎的基盤技術センターと言うなら、私はも

盤技術と言ふんだしたら、これはやっぱりバイオテクノロジーもあるし、農業もあるし、厚生も運輸も全部あるじゃないかと。それがどうも二省だけが独占しちゃって、通産省と郵政省だけが独占権もらって、そういうものが全部やっぱり吸収というか何というか、そういうものを生かされた形のセンターというものがあつていいんじゃないのか。  
どうもわからないのは、私もさつきからびんとこないのは、電気通信、鉱工業だけに限定をしたというのがどうも私はわからぬね、やっぱり国民的に言うと。それから財源的に言うと、やるなら相当これは、そこそ言わしてもらうけれども、何千億という資源源でスタートするならわかるけれども、これだって何百億のスタートでしよう。そういう点にしては何か内容的に、確かに発想的にはいいことを言っているだけれども、実態がそうなつてないんじゃないか、財源の問題から基金の問題からいっても。  
それから、二省だけが、そういう電気通信あるいは鉱工業だと、こうでなくして、やっぱり国民的に今心配されている二十一世紀を目指して、そういう全体の基礎技術というものがこのセンターで統一、一元化され、そのことが日本の将来、二十一世紀はノーアウを亮って国が生きるといふ技術立国としてのやっぱりあれが生かされますよと、そういう意味で国民生活なり国民経済に波及効果なり影響が与えられるんだと。ここへ行くくうなども法体系になつていないと、いうことなんですよ、これ。私随分——これは中小企業だけじゃないですよ。これはある会社の社長からも言わ

らないんだな、言葉では何か基盤技術、基盤技術でいうことを言っているんだけども、我々はどうもそこがすとん落ちないというような、これは実際に各社の中堅企業の社長なんかでもそう言つてますよ、これは北海道の場合。

こういう点で私は弊害にならないようなどうも福川局長のあれでありますから、弊害があつては困るだけれども、私はどうもその一抹の心配があると。そういうことにならないように、この点もう一度ひとつ大臣から、局長の説明はわかるけれども、発想と中身とが全然やつぱり違うと、将来に向かっても、どうも今まで随分質問してみたけれども、将来展望というのには必ずしもそこに出できてないといふ、こういう感がありますけれども、その点もう一度局長あるいは大臣からお答え願いたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) 先ほど委員も御指摘になられましたように、これから日本の技術開発は基礎研究、創造的なものに振り向いていかなければいかぬということでございまして、これはもちろん国立の大学の研究機関あるいは工業技術院等の試験研究機関、こういったところの予算も充実化をした形で、そしてこの基礎研究等を進めていかなければならぬ、こういうことで、そういう部門の手段を講じていくことが一つあるわけでございます。恐らく農業関係の技術というのをそれに類するところであると思うわけであります。

ここで民間の基礎研究、民間についても從来開発研究段階が中心でありましたものを、順次応用研究さらに基盤研究にその研究開発努力を振り向けていく、誘導していくというのがこの法律の趣旨でございまして、そういう意味で言えば、この民間の活力を發揮させるということとともに、また別途国としてのやるべき試験研究機関、研究所の試験研究活動、これが両々相まつて基盤的な基礎研究が、あるいは応用研究が進んでいくと、かように考えておるわけでございま

もちろん今回考えました民間を中心とした基礎研究の指導の仕方につきまして、今後これがいろいろな形で、各省庁が一つの今後の政策の検討の方向にされるということは将来の問題としてはもうかとは存じますが、現状で判断いたします限り

り今申しましたように、民間の活力をこれに振り向けていく。そういった民間が行う基盤技術を中心とした基礎研究、応用研究については、当面各省の分野に限るということについて政策的には支障がないのではないかと、かよう申しておるわけでございます。そういう意味で言えば、いわゆる他の省庁のものでも、そういういろいろの手段を活用していくかれるということになると思います。

また、ここでやります、民間で行います基盤技術でも、それが物が製品化段階になつてまいりますと、あるいは医薬品に使われるようなものに転化していくことになると思ひますが、いわゆるこの基盤技術ということで考えてみます限り、当面そういうた民間で行うものについては、両省の間で行うこととで今のところ支障はないというふうに思ひますし、それがまた別途、他省庁の技術について中心で行うと、こういうことについては、各省庁はそれなりの予算措置を講じて進めておられる。こういうわけで、両々相まって基礎研究が進められていくということになるというふうに考へておるわけでございます。

○対馬孝且君 今、理論派の福川局長が切々と私に訴えられて、それはそれなりの答弁は了としますけれども、民間活力、活力と盛んに言われることはよくわかるんです。それは基礎的なものだと、いうことはわかるんだけれども、率直に言って、各省とかそういう意味で僕は言っているんじゃないんですね。この法律の国民経済、国民生活の基礎を強化するということが目的になつているものだから、何も各省のことを言つているんじゃないんだ、私は。

そういう観点に立つとするならば、二省が独占をしていくということについては、将来展望として

生活という全般なことをここに法律でうたつてはいる限り、もっと広範な決集する態勢というものをとることが大事ではないのか。私は、何も迫及するとかそんなちやちな考え方で物を言つているんじゃないんですよ。むしろ国民の立場に立つて考えた場合でも、そういう態勢がやっぱり必要だと、こう思うものだから、ただどうも、福川局長の説明については一応それなりの考え方だということは今一応答弁がございましたから、ただそういふ意味からいくと、どうも限定をするといふことに矛盾があると、どうも矛盾あるなというのをいま一步私の感じです。

この点、郵政省の立場でどうですか、この問題について。

○政府委員(奥山雄材君) 先ほど通産省の方からお答えがあつたことに基本的には尽きるわけでござりますが、郵政省の立場で若干申し上げますならば、一つは、本法案策定の経緯、先ほど委員もお触れになりました昨年度末におけるこのセンターが設立されるに至った経緯というものが一つ私どもの分野ではあらうかと思います。

それから、二十世紀のいわゆる工業化社会で物の社会と、いうものが既に終わって、二十一世紀において展望される社会というのは、いわゆる高度情報社会であるということも、ほぼ世の中の認識が一致しているところだろうと思ひます。そういうものは、各省庁にいすれば均てんする汎用的情報社会であるといふことも、ほんまのものでござりますが、郵政省が行う電気通信技術の開発において、日本社会に広く浸透、進展していくような形で電気通信というものが一つの先導的、中核的な役割をなすものでありまして、郵政省が行う電気通信技術の開発といふのは、各省庁にいすれば均てんする汎用的情報社会であるといふことは、いわゆるインフラストラクチャーと呼んでいます。

そうした意味で、郵政省のエゴイズムで電気通信の技術をこのセンターを通じて開発するのではなくて、日本の社会、経済並びに国民生活に広く浸透、進展していくような形で電気通信というものの技術開発を進めていきたい。その意味で、こ

のセンターの対象になったことは政策的判断として私どもは極めて有意義であり、かつ期待できるものであるというふうに考えております。

○対馬孝且君 時間が参りましたので、実はまだ立大学のこれから技術開発の進め方についてまだ質問したいんですが、時間が参りましたので、またこの点、郵政省の立場でどうですか、この問題について。

○政府委員(奥山雄材君) 先ほど通産省の方からお答えがあつたことに基本的には尽きるわけでござりますが、後日梶原委員からもひとつ御質問していただくことにいたしまして、最後に、今申し上げたことを、今、福川局長、両面局長からございましてけれども、大臣として今私が言つたことを本当に踏まえていただいて、国民に対するなどとお話しになりましたが、郵政省の立場で若干申し上げますならば、一つは、本法案策定の経緯、先ほど委員もお触れになりました昨年度末におけるこのセンターが設立されるに至った経緯というものが一つ私どもの分野ではあらうかと思います。

それから、二十世紀のいわゆる工業化社会で物の社会と、いうものが既に終わって、二十一世紀において展望される社会というのは、いわゆる高度情報社会であるといふことも、ほんまのものでござりますが、郵政省の立場で若干申し上げますならば、一つは、本法案策定の経緯、先ほど委員もお触れになりました昨年度末におけるこのセンターが設立されるに至った経緯というものが一つ私どもの分野ではあらうかと思います。

それから、二十世紀のいわゆる工業化社会で物の社会と、いうものが既に終わって、二十一世紀において展望される社会というのは、いわゆる高度情報社会であるといふことも、ほんまのものでござりますが、郵政省の立場で若干申し上げますならば、一つは、本法案策定の経緯、先ほど委員もお触れになりました昨年度末におけるこのセンターが設立されるに至った経緯というものが一つ私どもの分野ではあらうかと思います。

で、そういった認識で御一緒にいろいろと御指導をいただきたい、このように思つております。

○対馬孝且君 それじゃ終わります。

○委員長(降矢敬義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時十二分休憩

#### 午後一時二分開会

○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まさに時代が大きく変わりつつあるということにございまして、技術革新をめぐって産業革命以来の大きな変革が出てくるという、そういう認識に私どもは立てております。技術革新それからまだ情報化時代、こういうことであろうと思いまして、その背景となる事情も含めていろいろお尋ねいたしたいと思います。

○國務大臣(村田敏次郎君) 伏見先生にお答え申し上げます。

まさに時代が大きく変わりつつあるということにございまして、技術革新をめぐって産業革命以来の大きな変革が出てくるという、そういう認識に私どもは立てております。技術革新それからまだ情報化時代、こういうことであろうと思いまして、その背景となる事情も含めていろいろお尋ねいたしたいと思います。

○國務大臣(村田敏次郎君) 伏見先生にお答え申し上げます。

は、これは日本だけの問題ではございませんでし  
て、まさに世界的な問題であり、そういうことに  
感づいていた先進国もたくさんあるわけでござ  
います。そういうところではどういう政策がとられ  
ているか、そういうのを大いに参考にされたかと  
思うんでございますが、その点についてお考えを  
伺いたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 日本の技術水準は、  
量産化、商品化技術を含む開発段階の一部を除き  
まして、欧米諸国に比べ基礎研究、応用研究段階  
においてまだ一般的に立ちおくれておる、こうい  
う認識をいたしております。

最近の技術開発に当たりましては、多くの分野  
にわたつてより基礎段階にさかのばった研究が必  
要となつてきておりまして、技術開発における基  
礎研究、応用研究の重要性は非常に増大をしてお  
ります。また、国際的にみずから創意と工夫  
による創造型の技術開発が求められておりまし  
て、今後我が国としては基礎研究、応用研究に格  
段の努力を払つていくことが肝要であると認識を  
いたしております。

○政府委員(福川伸次君) ただいまの大臣の御答  
弁に若干補足させていただきますが、欧米諸国で  
どこに力を入れてやつておるか、こういうお尋ね  
でございます。御指摘のとおりに、アメリカ、ヨーロッパ諸国は、国を挙げて積極的に先端技術  
の開発に取り組んでおるところでございます。

若干の例を申し上げさせていただきますと、例  
えばアメリカに例をとりますと、一九八六年度に  
おきます連邦の技術開発予算是五百九十七億ド  
ル、約十四兆円ということでございます。アメリ  
カ全体の研究開発費が二十兆円でありますから、  
かなりの額がこの予算に計上されておるところで  
ございます。もちろんこのアメリカの研究開発の  
中には、いわゆる国防関係の予算、あるいは宇宙  
開発といったようなものがございますが、それに  
至りますまでには、マイクロエレクトロニクスで  
ありますとか、新素材でありますとかいうような  
ものについての研究開発に大変力が入れられてお

るわけでございます。特にレーガン大統領は、そ  
の先端技術の開発が二十一世紀のアメリカの雇用  
につながるということで大変力を入れておるこ  
ろであります。

また、産官学の連携ということが大変重要なボ  
イントとして日本でも論ぜられておりますが、ア  
メリカにおきましてはナショナル・サイエンス・

ファウンデーション、全米科学財團というのが、  
これも十数億ドルの予算をもちましてその連携の  
あっせんをする、あるいは補助金を出すといった  
ようなやり方をいたしておりまして、国の委託研  
究と同時に産官学の連携ということに力を入れま  
して、マイクロエレクトロニクス、新素材、バイ  
オテクノロジーといったところに大変力を入れて  
いるのがアメリカの状況であります。

○伏見康治君 背景を伺いましたが、今度のこの  
法案をつくる上におきましては、通産の中にある  
ます産業構造審議会、それから産業技術審議会と  
いう二つの審議会がおありになつて、その審議  
の何か合同の審議をなすつた結果、この法案の種  
になる者が打ち出されたように伺つております  
が、その辺の経緯を伺わざしていただきたいと思  
います。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、今回  
のこの法案をつくりますに当たりましては、昨年  
の春から私どもでは産業構造審議会の総合部会の  
企画小委員会で、各有識者お集まりいたいで検  
討いたしてまいりました。それからまた、産業技  
術審議会でも幅広い検討を続けていただいたわけ  
であります。

その議論の過程で政府が果たすべき役割、それ  
から民間が果たすべき役割、それぞれ重点を分け  
まして、特にもちろん政府の中では国の予算の確  
保ということを重点としながら、やっぱり国全体  
の研究開発の約七割が民間で進められており、こ  
ういう実態に即して、民間が從来力を入れておる、こ  
ました開発あるいは商品化段階から、もう少しき  
かのほつて応用研究、さらには基礎研究にも民間  
の活力を振り向けていくことがこの日本の基盤技  
術における基礎研究の推進に役立つ、こういう御  
示唆をいただいたわけでございます。それに基づ  
いて検討いたしましたし、また産業技術審議会  
でも技術開発の問題を最重要の課題に取り上げ  
まして検討いたしましたし、また産業技術審議会  
では、もともとそういうテーマのもとに毎年審  
議を続けておるわけでございますので、実は昭和  
六十年度新政策を検討するに当たりまして、両審  
議会の中に企画小委員会というのを設けまして、  
この両小委員会が合同でこの問題につきまして検  
討し、かつ、御報告をいただいた御報告書も、合

指摘になりましたように、日本も外国から技術が

期待できるというものではありませんし、むしろ

者のお考え方を集約いたした形で予算、税制、財

政投融資、さらにまた今回お諮り申し上げてお

りますのが、今回我々が技術開発を第一優先順位と  
かなければいけない、こういう状況になつております。

して政策の重点に取り上げている背景でございま  
す。

そういうわけで、いろいろと関係各方面の有識  
者のお考え方を集約いたした形で予算、税制、財  
政投融資、さらにまた今回お諮り申し上げてお  
りますところの、いわゆるこのセンターの設立と並  
びましてのいわゆる国の財産の有効活用あるいは  
特許権の特別の取り扱いといったようなものを、  
制度を含めましたいわゆる制度改正、これに集約  
をいたした次第でございます。

○伏見康治君 ちょっと戻るようで申しわけない

んですけど、産業構造審議会というのと、産業技術

審議会というのと、名前がよく似ているのです

から、その内容の差が私には余りよく実はわから

ないのでですが、どういう立場でそれ御議論を

なさる審議会なんでしょうか、その区別をちょっ

と教えていただきたい。

○政府委員(赤尾保一君) 二つの審議会、確かに

昭和六十年度の新政策を検討するに当たりまして

は非常に類似したといいますか、よく似たテーマ

について議論をしたわけでございます。

とともにとて考えますと、産業構造審議会、非常

に幅広く通産政策全体につきまして各部会等も設

けまして検討をしておる審議会でございます。

一方、産業技術審議会の方は、主として私ども工業

技術院が事務局を務めまして、産業における技術

開発の問題を中心にして検討する審議会でござい

ます。

六十年度におきましては、先ほど来大臣を初め

御答弁申し上げておりますように、産業構造とい

う面から見ても、技術開発が我が国にとって極め

て重要な課題であるということで、産業構造審議

会でも技術開発の問題を最重要の課題に取り上げ

まして検討いたしましたし、また産業技術審議会

では、もともとそういうテーマのもとに毎年審

議を続けておるわけでございますので、実は昭和

六十年度新政策を検討するに当たりまして、両審

議会の中に企画小委員会というのを設けまして、

この両小委員会が合同でこの問題につきまして検

討し、かつ、御報告をいただいた御報告書も、合

ります。

そういうことで、欧米でも大変この研究開発に

力を入れておるわけでありますが、先ほど先生御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

御

し上げた次第でございます。

そういうわけで、いろいろと関係各方面の有識  
者のお考え方を集約いたした形で予算、税制、財  
政投融資、さらにまた今回お諮り申し上げてお  
りますところの、いわゆるこのセンターの設立と並  
びましてのいわゆる国の財産の有効活用あるいは  
特許権の特別の取り扱いといったようなものを、  
制度を含めましたいわゆる制度改正、これに集約  
をいたした次第でございます。

○伏見康治君 ちょっと戻るようで申しわけない  
んですけど、産業構造審議会というのと、産業技術  
審議会というのと、名前がよく似ているのです  
から、その内容の差が私には余りよく実はわから  
ないのでですが、どういう立場でそれ御議論を  
なさる審議会なんでしょうか、その区別をちょっ  
と教えていただきたい。

○政府委員(赤尾保一君) 二つの審議会、確かに  
このこの法案をつくりますに当たりましては、昨年  
の春から私どもでは産業構造審議会の総合部会の  
企画小委員会で、各有識者お集まりいたいで検  
討いたしてまいりました。それからまた、産業技  
術審議会でも幅広い検討を続けていただいたわけ  
であります。

その議論の過程で政府が果たすべき役割、それ  
から民間が果たすべき役割、それぞれ重点を分け  
まして、特にもちろん政府の中では国の予算の確  
保ということを重点としながら、やっぱり国全体  
の研究開発の約七割が民間で進められており、こ  
ういう実態に即して、民間が從来力を入れておる、こ  
ました開発あるいは商品化段階から、もう少しき  
かのほつて応用研究、さらには基礎研究にも民間  
の活力を振り向けていくことがこの日本の基盤技  
術における基礎研究の推進に役立つ、こういう御  
示唆をいただいたわけでございます。それに基づ  
いて検討いたしましたし、また産業技術審議会  
でも技術開発の問題を最重要の課題に取り上げ  
まして検討いたしましたし、また産業技術審議会  
では、もともとそういうテーマのもとに毎年審  
議を続けておるわけでございますので、実は昭

同で報告をいたいたということになつておるわけでございます。

○伏見慶治君 一応わかりましたんですが、私は産業構造審議会というのを文化系の先生がつくって、産業技術審議会の方は理科系の先生がつくっているものだというふうに理解したんですが、まあ当たらぬといえども遠からずというようなところではないかと思うのです。

○政府委員荒尾保一君 雖かに伏見先生副閣僚官のことを議論なさるということは日本では珍しいことで、二つの審議会が一緒にこういう問題を議論していただきたということは大変結構なことだと思うのですが、同時に、合わせものはまた何か割れる原因にもなるんですが、二つの審議会を一緒に御意見を聞くという場合の、何かいいところと悪いところみたいなものの御経験がありましたら教えていただきたい。

のような面がないわけでもないのでござりますが、しかし産業構造審議会におましても、文化系、理科系というふうに分けますれば、理科系といいますか、あるいは技術系の例えは大学の先生方とか、あるいは産業界におましても、技術的な面で産業活動に従事しておられる方々も入っていただいておりますし、また産業技術審議会の方におましても、会長は向坊先生でございますけれども、委員の方々には経営者といいますか、そういう立場の方々も入っていただいておるわけでござります。

そういう点から、今回の審議の過程、長年わたくしたる審議全体につきましてはいろいろ特徴もあるうかと思いますけれども、今回のこの技術開発につきましての審議におましましては、そういうた両

審議会でニュアンスが非常に異なるとか、意見が分かれるとかいうことは余りございませんで、非常に一致した御意見をいただいたというふうに感じておるわけでござります。

シエートしたいと思うのでございますが、この報告書を拝見いたしますというと、今度の法案の中に報告書の大変な点がほんと盛り込まれていると思うでございますが、私が拝読した限りでは、報告の中で相当重要視されていることで法案に出ていない点があると思うのでございますが、その一つは試験評価体制の整備という問題でございます。この報告の九ページとか三十一ページあたりに繰り返して出てきていることでございます。

が、殊にセンターについてまた後はいろいろ御質問申し上げますが、センターの心がけの中に、評価の重大性ということについての考慮が欠けているよう思うのでございますが、その点はどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○政府委員(荒尾保一君) 御指摘のとおり、先ほどの両審議会の報告書におきまして、新素材等を中心いたしまして試験評価体制の整備が必要であるということの御提言を受けておるわけでござ

この試験評価体制の整備の問題は、この法案と申しますが、あるいはセンターの業務だけでなく

て、幅広くいろんな分野でこの評価体制の整備を図っていくことが重要であろうかと思われます。

ますか。センターの関係において申し上げますと、センターの業務の中で調査業務というものがござります。三十一条の第一項の六号でございます

が、この調査業務の中におきまして、新素材を初めとしていろいろな試験評価に関する調査を実施

をする」ということにならなくてさぎります。法文でございいますので、具体的に細かく書いてございませんが、調査ということの中に含めておるつもりで

ございます。  
そのほかに、新素材を例にいたしますと、その試験評価につきましては、例えばファインセラミックスの試験評価を行います財団法人のファインセラミックスセンターを設立するということが既に決まっておりまして、その方向に今進んでおる

わけでございますが、これは民間におきまして、財団法人人形式でこのセンターをつくるわけでござりますが、こういったセンターをつくろうという動きに対しまして、基盤技術研究促進センターにおける次第でございます。

○伏見康治君 御説明でわかつたような気もいたしまさずけれども、例えば先般問題になりました「むつ」の非常にまずい結果といったようなものは、その事前調査あるいは途中での調査、評価といったようなことが十分うまく行き届かなかつたという点が非常に多いと思うんでございます。それで、非常に長い年月をむだにし、非常にたくさんの方費をむだ遣いしたという面が非常に多いと思ふんでございますが、今度取り扱われるプロジェクトは、「むつ」のプロジェクトに比べれば非常にささやかなものだとは思ふんでございますけれども、事前評価から始めて、研究の途中段階での評価、それから最終的な成績を上げたときの評価といったようなものは極めて大事だと思いまして、この法案によつて実際上お仕事をなさる上におきましては、その評価システムといふものの確立を含んでしまうのはちょっと問題があるのではないかというふうに私は考えますので、少なくともこの法案によつて実際上お仕事をなさる上におきましても、事前評価から始めて、研究の途中段階での評価、それから最終的な成績を上げたときの評価といったようなものは極めて大事だと思いまして、この法案によつて実際上お仕事をなさる上におきましては、その評価システムといふものの確立をせひやつていただきたいとお願ひいたしたいと思ふんでございます。

もう一つ伺いたいのは、産官学の連携ということが絶えず言われているわけでございますが、産官学の連携を今度の場合どういうふうに促進していくのか、それが表面にあらわれていないよう思ふんでございますが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(荒尾保一君) 産官学の連携の強化の必要性につきましても、先ほどの報告書等でも指摘をされておるわけでございますし、またかねが

ね私どもも、日本におきまして特に基礎研究あるいは応用研究を促進するという段階におきましては、非常に重要なことだというふうに考えておるわけでございます。

そのために、産官学連携強化のためには、この法案あるいはセンターのみならず、いろんな分野でこれを促進することが必要であるということだと考えます。そういう点から、例えば次世代産業基盤技術研究等におきましては、企業への委託あるいは国立試験研究所における基礎研究に加えて、大学の諸先生方の御参加をいただいて、こういった制度を進めておるわけでございます。

それで、これらの制度は、そのほかの問題につきましても幅広く促進をしていく必要があろうかと存じますが、この法案との関係におきましては、幾つかのそういうた産官学連携強化のための措置を考えておりますが、そのほかの問題につきましては、例えはこの三十二条の「業務」で申し上げますと、第二号で、國の試験研究機関と民間との共同研究を促進するにつきまして、このセンターがあつせんをするという業務として、このセンターがあつせんをするという業務を入れておるわけでございます。私どもこれを官民連携共同研究というふうに呼んでおりますが、そのあつせんを進めることによりまして、いわば官と民との共同研究のコーディネートする機能を強化していくこう、それによりまして、この場合は産と官でございますが、連携を強化しようということを考えておるわけでございます。

また、第三号業務におきまして、センターが委託を受けて研究開発を進めるということとも業務といたしておるわけでございますが、これも産と官あるいは学との連携強化という一つの方法であろうかと思います。このセンターにおきまして、産官学連携強化のすべてにおこなえしておるというわけではないわけでございますけれども、これらの業務を通じまして、連携強化の一助にするという考え方で法案をお願いをしておるわけでござります。

うにはうかがえるんですけれども、非常にそれを正面切って推進しておられるという面が少ないよう思ふんですが、何うところによりますと、この法律を実際施行する場合には、さらに政令等でいろいろな細かいことをお決めになると伺つてゐるのですが、そういう政令段階で何かそれについて言われるということはあるんでしょうか。

○政府委員(若尾保一君) 業務の内容自身につきましては、三十一条の法文の中で決められておるわけでございますので、これに政令の段階でさらにつけ加えるということはちょっととなかなか難しゅうござります。

ただ、実際の業務の運用に当たりましては、当然のこととござりますが、このセンターで行おうとしておる業務が民間における基礎技術の研究、その中でも非常に基礎的あるいは応用段階等を中心にして進めようということでございますので、産官学の、つまり知恵を結集するといいますか、そういう形で技術開発を促進する、それを円滑化するということとござりますので、そういうた運用段階におきまして、御趣旨のような産官学連携強化が進められるような、そういう努力を進めてまいりたいと考えております。

○伏見康治君 ゼひその線で進めていただきたいと思うんです。

次に、この法案は、いろんな意味で政府が直接手をつけるというよりは、いわゆる民間の活力を利用するという面が非常に強いと思うんでございますが、民間のこういう基礎技術の研究開発に対して資金を投入して、大いに活動してもらいたいという上からは、税制上の優遇をそういう試験研究の仕事に対しても、してあげるというのが一番普通のやり方だと思うんですけれども、その辺は過去にもあったと思うんですが、それについて何か新しい面が出てくるのか。昔のことも実はよく知りませんので、現在はどうなつておるのか、それから、この法律でどういう面がさらによくなるのかといったようなところを教えていただきたいと思ふます。

○政府委員(福川伸次君) 税制でございますが、從来ございました制度は、増加試験研究費の税額控除制度というのがございました。これにつきましては、過去の試験研究費の支出よりも上回った部分につきまして、上回った部分の二〇%の税額を控除しようというのが從来やった制度でございます。

今回、昭和六十年度からこれをさらに拡充をいたしまして、私どもでは特にハイテク関係の税制を拡充強化をするということで、基盤技術研究開発促進税制というものを創設をいたした次第でございます。これにつきましては、いわゆる研究設備、特に最近の先端技術ということになつてまいりますと、研究の設備に大変金がかかるというところでございますので、それでそういった研究設備を取得いたした場合には、その取得をした設備の七%の税額を控除するということを、これを從来ありました増加試験研究費の税額控除制度にプラスした形で今度新しくこの税制ができたわけであります。

さらにもう一つ中小企業の関連でございまます、中小企業につきましては、中小企業技術基盤強化税制と俗稱いたします税制を考えまして、これは從来、過去の試験研究費の上回った部分についての税制の適用ということになりますと、中小企業のように、そう幾つもプロジェクトを持って進めるということではございませんと、大変活用がしにくいということから、これは試験研究費そのものについて六%の税額控除を認めようということでございまして、これもいわゆる從来ございました増加試験研究費の税額控除制度と選択の適用ということでこのようないわゆる税制を付加いたわけでございます。

これは租税特別措置法の改正ということで六十一年度から実施することになったわけでございまが、今回お出ししております法律と法律形式上特にリンクしているものではございませんけれども、技術関係の民間の力を發揮させていくために、こういった税制によって誘導を図るということは、

とは大変有効な政策手段であるうと考えておるわけでございます。法形式的には別途でございますが、考え方としてはこの今お出ししております法律の関係の事業、いわゆるセンターの設立と国有施設の廉価使用等々といった一連の措置、それと相まちまして民間の試験研究費を大いに促進していくのに重要、有効な手段であろうということことで、今回の制度改正に至った次第でございます。

○伏見康治君 大臣にはまた最後の段階で御意見を伺いたいと思いますが、どうぞ御用がありましてから中座なさっていただきたいと思います。

次に伺いますのは、法案の表題にも出ておりますが、「基盤技術」という言葉のいわば定義ですね。

先ほどの二つの審議会の報告書では基礎研究とかそれから応用研究とかいうような言葉が出てまいりますんですが、この基盤技術というのはいろんな意味のとりようがあると思うんですが、この法案ではどういう意味にとっておられるのかを説明していただきたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) 「基盤技術」は、法律の第二条で、「一つの要件を満たすもの」ということで定義をされております。

一つは鉱工業、電気通信業等の技術のうち「通商産業省又は郵政省の所管に係るもの」、これが第一でございます。第二点が「国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの」、この二つの定義が基盤技術の定義でございます。

「国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するもの」ということは、その技術が製品等に体化されましたが場合において、その製品等が有することとなる波及性、これは利用の分野の広がりと言つてよろしいかと思いますが、それからもう一つは影響度、影響度と申しますのは性能あるいは生産性の向上に与える効果、こういったものが十分に大きく、その結果として国民経済や国民生活の基盤の形成に主要な役割を担う、こういうことであるわけでございます。

具体的に考えられますものは、一つは新素材と

言われるものがこののような定義に入ってくる分野であろうと思うわけでございます。これは例えば非常に波及性と影響度が大きいということで考えてみると、例えば発送電機器等に使われます実用超電導線材技術といったような技術とか、あるいは高集積ICの基板材料となりますような絶縁伝熱ファインセラミックス材料、あるいはまた化學工業で精製分離といった工程に利用されます高性能、高効率分離膜の技術といったようなものとか、あるいは最近いろいろ注目を集めております繊維強化複合材料といったようなもので大変新しい材料が出てきて、在来の特性に加えました新しい性質を利用して、そういうたことで大変新しい利用分野が広がっているような材料が現出いたします。

またマイクロエレクトロニクスもこれも大変進んでおり、なおかつ影響度と波及性が大変大きいものでございますが、この分野においては高集積度のICの製造を可能とするような超微細加工技術あるいは生産工程に利用される高性能産業用ロボットのコントロール技術あるいは高速、大容量の通信を可能とするような光通信デバイスあるいは高性能の光ファイバーの製造技術といったようなものがあろうかと思ひます。

またバイオ関係でもいわゆるバイオリアクターとかあるいは遺伝子組みかえの技術といったような大変画期的な技術もここに入ってくるんではないかと思っておるわけであります。

そういうわけで、この「基盤技術」と申しますのは、今申しましたように、その技術が製品に体化された場合においてその製品の持つ波及性、影響度が非常に大きいということで、私どもの方の所管で見ます限りは、今申しましたように新素材の関係あるいはマイクロエレクトロニクスの関係あるいはバイオテクノロジーの関係、こういったようなものがこの基盤技術の範囲に入るのではないか、かよう考へております。

たと思うんでござりますが、その基礎技術といふのは、報告の中にある基礎化学、応用化学といつたようなものとの関連、それからさらに科学技術会議が十一号答申というのを出されておりますが、その中で例えば基礎活動といったような言葉がございますが、そういうものとの関連を説明したいと思います。

○政府委員(福川伸次君) 今の御指摘にならま  
した産業構造審議会等の答申では、今的基本技術  
の概念とは別に基礎研究、応用研究、開発研究、  
こういった三つの研究段階に分けた分類を用いて  
おられた。これが、

おるわけてあります。これはむしろ技術の種類と  
いうことではなくて、研究の段階でございまし  
て、基礎研究と申しますのは、特別な応用、用途  
を直接に考慮することなく、仮説や理論を形成す  
るため、もしくは現象や観察可能な事実に関する  
新しい知識を得るために行われる理論的または実  
験的な研究ということございまして、むしろ非  
常に学術的な研究に近いというのが基礎研究でござ  
ります。

て発見された知識を利用をいたしまして、特定の目標を定めて実用化の可能性を確かめる研究といたることでございまして、また一方、開発段階になりますと、それが今度は新しい材料とか装置、製品、システム、工程等の導入もしくは既存のこれらのものの改良をねらいとするということでござりますから、むしろその開発あるいはまた将来それを具体化すると申しますか、商品化に近い段階の研究、こういうことになるわけであります。したがいまして、この基礎研究、応用研究、開発段階で言います基礎研究と申しますのは、そういうふた非常に理論的なあるいは実験的なあるいは学術的な研究を基礎研究と称しておるわけであります。

一方、こここの法律で言つております「基礎技術」と申しますのは、先ほど申しましたように例えばマイクロエレクトロニクスでありますとか、あるいは新素材でありますとか、こういったむしろ技

術の種類を言つてゐるわけでございまして、それ  
の技術をさらに商品化する段階ではその基盤  
技術について基礎的な研究の段階、応用的な研究  
の段階、さらに開発段階、商品化、こういうふう  
にいくわけでございまして、したがいまして基礎  
研究と申しますのは、そういった研究の発展段階  
の用語であり、基盤技術はそういった技術につい  
て非常に応用範囲の広い、波及性、影響度の大き  
い技術ということで、今例示で申し上げましたよ  
うな技術を基盤技術と称している、こういうこと  
でございます。

○伏見康治君 もう一つ質問したのは、科学技術会議の十一号答申の中に出てくる基盤活動というような言葉があるんですが、それとの関連。

○説明員(川崎雅弘君) 科学技術会議が昨年十一月に、今後の二十一世紀を展望しての我が国の科学技術政策についてのあり方についての基本方針を提案いたしましたが、その際申しております「基盤」という言葉の使い方につきましては、今伏見先生の方から御指摘がありましたように、第三

○伏見康治君 もう一つ質問したのは、科学技術会議の十一号答申の中に出てくる基盤活動というような言葉があるんですが、それとの関連。

○説明員(川崎雅弘君) 科学技術会議が昨年十一月に、今後の二十一世紀を展望しての我が国の科学技術政策についてのあり方についての基本方針を提案いたしましたが、その際申しております「基盤」という言葉の使い方につきましては、今伏見先生の方から御指摘がありましたように、第三部第五章諸施策の推進という中でうたわれておるわけで、「科学技術に係る諸活動の基盤」という表現でいわゆる一般名詞の基盤というのを使つております。

具体的には、二つ口どま屋出でるやうな

具材的には、この中では研究者を主軸としていくため、必要となるもちろんの科学技術関係の活動、例えば一番重要でございます科学技術情報あるいは科学技術に関するデータベースの流通体制などを考えていくかとか、あるいは最近はやりのバイオ分野におきましては、種々の高度な管理された実験動物なり実験微生物なり、実験のための細胞とか遺伝子というのが必要でございますが、こういうような実験用の資材関係を円滑に供給していくようなシステムをどのように考えていくたらいいかとか、さらには理工学分野では、先ほども話題に出たかと思いますが、どのようにして新素材なり、新しい物質の性能なり、あるいはその特徴あるいは物性といったものを評価していくか、どうかとか、そういうことの検索なりあるいは検

あるいは測定を行うためのそういう一つのサービス機能、そういう一つのサービス機能、どちらかといふと、率直に言って研究を支援していくくもろもろのサービス機能を、我が国としては最先端の基礎的な研究を推進するために整備していくかなくてはならないという見地からうたつておるわけでござります。

次に、この法律はのつけから基礎技術の適用の対象分野というのを通産省、郵政省関係の所管分野に限定するということになつておりますが、どういうわけでそういうことになつたかということを説明していただきたい。

○政府委員(福川伸次君) これは、今御指摘のように、第二条の定義でそのようにいたしておりますが、これは先ほど産業構造審議会等々の御答申にお触れになられましたが、今私どもとして技術開発を推進するに当たりまして非常に焦眉の課題であるのは、「一つは民間の活力を最大限に発揮させて、従来民間が中心になつてまいりました開発、商品化段階の研究から、これをもう少し基盤技術に関して基礎研究あるいは応用研究にもさかのほって振り向けさせて、こう、こういうことのために環境条件の整備を図ろう、こういうことをねらいといふとしているわけでございまして、その意味では、民間が主体となつてている技術分野を対象とするというものが今回のこの制度の仕組みであるわけでございます。

基盤技術の基礎研究というのは、民間だけではなくて、大学がやる、あるいは国の試験研究機関がやるということはもとよりあるわけで、それはこの法律と別の段階で予算上の措置というふうなことで充実をしていくわけであります。ここで民間の活力を發揮させる、こういうことのためにこのような条件を準備したわけでございますが、そういった今民間が主体となつて進めているような基盤

盤技術、特にその基礎研究、応用研究、こうしたことになつてまいりますと、現在の実情を見ます限り、通産省あるいは郵政省の所管をいたしておるということが、民間が主体となつてある技術分野を対象とする制度をつくります場合には、そなで今のところは適切な対象範囲ではないであろうか、こういうことでこの法律をこのようない形にいたしたわけあります。

もとより農林関係あるいは医薬関係、いろんなところにこの技術はあるわけでございますが、これはそれぞれそれぞれの省庁がどの政策手段をとつてやるのがいいのかということで御判断になるわけでありまして、これはまたそれなりに予算上の措置を講じておられる、こういうこともござりますし、それから主として今の農業関係でもあるいは医薬関係でも、基礎研究というのはかなり国立の試験研究機関が中心になつてやつていらっしゃるわけでございまして、各省それぞれの立場で実態に応じました技術開発政策を推進をしておられる、このように考えておるわけで、今申しましてような範囲で民間が主体になつてやつていく、これを基礎研究、応用研究に引っ張っていくといふことについて言うならば、当面通産省、郵政省の所管技術ということでここを対象にするのが適切であろう、かようにもう考えた次第でござります。

○伏見康治者 今の御説明では、民間という言葉が非常に重視されて出てきているようなんですが、いますが、ほかの省庁の場合だって民間の活動だと思ふんですか。別に余り追及しても意味がないと思うんですけど、郵政とだけはいわば仲よくやっていくというのは何か意味があるんですね。

○政府委員福川伸次君 られたという経緯はございます。

○政府委員福川伸次君 これは私どもは私どもの所管の範囲で、昨年の予算要求の段階で、こういった機能を持った特別認可法人をつくるという予算の要求をいたしておつたわけありますが、郵政省は、経緯的に申しますと、また別途そういうふた技術開発の予算のあり方を御探求になつてお

それで、予算折衝の段階でこれを一本化すると  
いうことになつた経緯は御高承のとおりであります  
が、私どもとしてもこういった今の民間の力を  
ことで見ます限りは共通するところがある、こう  
いうことで、私どもとしてもそのような格好の仕  
組みに持つていくくといふ方向を取り進める  
ことにいたした次第でございます。

もちろん農業関係あるいは医療関係もございま  
すが、これは今むしろ國の試験研究の推進といふ  
ことでやつておられるということでございますの  
で、今回の新法の対象にはいたしていないといふ  
ことでございまして、今申したようなことで、當  
面この民間が主体となつてやりますのは、その兩  
省の関係ということで適切ではないであらうか、  
こういうような経緯があり、また考え方に基づいて  
このような方式を決めた次第でございます。

○伏見康治君　まだ実は余りよくわからぬんで  
すが、それでは農林水産省の方に、この通産の案  
の中に、郵政省のようない立場で一緒になろうと言  
わないで、農林水産省は何か独自の計画をお持ち  
なんだろうかと思うんですが、その辺のお考えを  
聞かしていただきたいと思います。

○説明員(関口洋一君)　御説明申し上げます。  
バイオテクノロジー等の先端的基盤技術につき  
ましては、農林水産業の生産性の向上というこ  
とで極めて重要なテーマであるといふに考えて  
おる次第でございます。

特に研究の推進に当たりましては、産官学の連  
携というふうなことで、研究を促進するといふこ  
とが重要である、効率的であると考えておるわけ  
ではございますが、何せ農林水産業関連業者は中  
小企業が多いといふことが一つございます。それ  
から動物であるとか、それから植物、あるいは魚  
といったような生き物を扱うといふふうなことか  
ら、ほかの産業に比べて極めて長い開発期間を要  
するというふうな事情がございます。したがいま

して、よりきめの細かな施策を講ずることが必要であるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

こういうふうなことから、これまで研究体制の整備、あるいは民間に対します、技術研究組合等に対します補助あるいは研究の委託、それから民間からの研究の受託、民間との共同研究といった各般の施策を実施しているところであります。今後とも民間のニーズを踏まえた上で基盤技術開発の一層の効率化あるいは民間活力の活用を促進するといった必要な施策を講じてまいりたいと考えておる次第でございます。

○伏見康治君 今のお話の中に、中小企業がもつぱら相手だというお話があつたんですが、それは必ずしも承知しないんですけれども、そうだといたしますと、しかし通産省の方のお話も、主なる焦点は中小企業に合わせているんじゃないのかと思うんですが、通産の方はどうなんでしたつけ。

○政府委員(福川伸次君) 私どもの方も、もちろん中小企業もこれの対象といった考え方でございます。特に中小あるいは大手ということとの区分はいたしておりませんが、中小企業もこの制度の中に十分活用し得る体制、運用ということを考えたいと思っておる次第でございます。

先ほど一つ申し落としましたが、今回私どもはここで助成をする一つの手段といたしまして、出資または融資というふうな助成の手段で考えておるわけであります。

従来からも私どもでも委託開発あるいは補助といったような制度がございまして、それなりの効果を上げてまいっておるわけであります。今回、この技術が技術開発としてチャレンジすべき分野がだんだんと広範になつてきて、こういうことから、いわゆる委託あるいは補助といつたようなことでない手段で民間の誘導をしていく。したがつていわゆる補助金あるいは委託開発に比べますと、むしろインセンティブの程度はやや弱い中間的な形になるわけでありますが、そういうところをもつて民間を引っ張つていこう、こうい

う手段を考えた次第でございます。そういう意味では、民間企業ということの中でも、いわゆるや企業性の強いこういった分野を対象にしよう、こういうことでございます。

したがいまして、私どもでも、もちろん大手、中小というふうな区分ではなく、公平に取り扱うつもりでおりますが、もとより中小企業も十分こには活用し得るもの、かように考えております。

○伏見康治君 それでは、先ほどの農林水産省に對して質問したことをお伺いしたい。厚生省でございますが、どういうふうに考えておられるか。

○説明員(下田智久君) 厚生省につきましてお答えを申し上げます。

厚生省におきましては、從来からバイオテクノロジーあるいは高度情報処理システム等、先端技術の研究開発といったものを非常に重要と考えておりますとして推進してきたところでございますが、今後とも一層その開発に努めますとともに、それらを保健、医療分野へ積極的に導入を図つてまいりたいことを考えております。

その際、産学官の連携の強化あるいは国際研究協力の推進に努めますとともに、生命倫理に関する問題につきましても、国民的合意を得られますよう配慮してまいり所存でございます。

○伏見康治君 厚生省の方では、特に医療とかそれからいろいろな医療器械といったようなものが直接的には問題になると思うんですけど、そういうものは、ある意味では通産とほとんど同じような関係にあるんじゃないのかと思うんですけれども、おつくりになる会社とそれからお役所との間の関係というのは、ある意味では通産とほとんど同じような新しい法律をおつくりになるとすれば、厚生省関係でも似たような法律をおつくりになつたらいいかがかと、素人考えで思うんですが、その点はどうなんですか。

○説明員(下田智久君) こういった基盤的な技術、現在通産で言っておられます基盤的技術につきましては、厚生行政を図る上でも大変重要な

るというふうに考えておりまして、従来より補助金等を通じましていろいろな諸施策を講じたところでございます。今後ともこれらの施策の充実を図るとともに、民間活力等の導入を図るようなプロジェクト研究の推進等に努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○伏見康治君 余りよくわからないのですが、そこの次の大蔵省の方に質問したいんですが、大蔵省は、私のこれも素人考えで申しわけないんですが、多分お酒についていろいろ監督しておられるが、多分お酒についていろいろ監督しておられると思うんですが、その立場から、バイオテクノロジーというのは醸造の方面と非常に関係が深いわけですが、大蔵省として何か特にその方の研究を促進するための政策を考えておられるかどうか、伺わさせていただきたいと思います。

○説明員(宮野信之君) お答えをいたします。

酒類の製造は、微生物を利用する工業でござりますので、まさにバイオテクノロジーそのものと言つても差し支えなかろうかと存りますけれども、御質問の趣旨は、最近におきますところの先端技術としてのいわばニューバイオテクノロジーという観点からであろうかと理解さしていくべきましてお答申上げたいと思います。

国税庁醸造試験所におきましては、酒類に関する各種の試験研究を実施しております。したがいまして醸造試験所におきましても、バイオテクノロジー関連の試験研究は実施をいたしております。例えば新しい酵母菌あるいは新しいこうじ菌等を細胞融合等によりまして育種いたしまして、これらの新しい微生物を使いまして新しいタイプの酒類を開発するといったような、例を挙げます。ればそういったような試験研究でございます。またバイオリアクターといったような関連の技術も開発いたしまして酒類の生産に応用をいたしておられます。もちろんその根っこになります遺伝子資源の収集といったような仕事をおいおいと進めているところでございます。

ところで、こういった仕事は単に国税庁醸造試験所独自の仕事ということではございませんんで、

やはり酒類業界にこれららの技術を還元するということが大きな目的でございますので、研究の事績につきましては、例えば国税庁長官の特許等形式で申請をいたしますけれども、それらの利用につきましては広く業界の皆様方に御利用をいただくという仕組みにしてござりますし、また国税庁醸造試験所の中には人材の養成とかあるいは共同研究のシステムができておりますので、民間の技術者の方々を国税庁醸造試験所の方へお呼びして、共同研究をするというふうな仕組みも確立をしております。これらの問題につきましては、民間の活力を有効に利用するという観点からいたしまして、今後も一層前進をいたしまして、酒類業界に大きく還元をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○伏見康治君 私の伺つたことと少しずれたお答えなんですけれども、いいことにいたしました、次に科学技術庁の方にお伺いいたしたいんです。

科学技術庁の立場は、国の各省庁に分かれています科学技術研究全体をいわば壊滅的にお考えになつておられるはずだと思うんでございますが、それが先走つて特別なことをしている、ほかの省庁はまだいささかまごとしているといったような感じを受けるわけなんですけれども、科学技術庁の立場からいって、國全体の科学技術の推進という立場からいってはどういうふうにお考えになついるのかをひとつ説明していただきたいと思つてます。

○説明員(川崎雅弘君) 御指摘のように、先ほどの先生の御発言もありますように、今後我が国が、我が国として存立あるいは発展を図つていくといふためには、創造豊かな科学技術の振興というものが極めて重要であるというのは、今や一つの国家的な認識ではないかといふように科学技術としても考えておりますし、それに対応いたしまして、我が国全体の政策の方針ということにつきましては、先ほど引用申し上げました昨年末總理

大臣に提出され、閣議で報告されております第一号答申によつて、政策の基本的な方向が定められでいるわけでございます。

その政策をいかに具体的に実施していくかといふことにつきましては、それぞれ関係行政機関が、それぞれの個別の分野ごとに、業態あるいはそれぞれの担当する分野の創意等をもいろいろ考慮して具体的に施策の展開を図つていくということになつていくんだろうと思ひますし、そのような意味合いから、科学技術庁としては、今回の通産と郵政にかかる御審議をいただいております法案については、そのような通産省あるいは郵政省の所管分野における特殊性を考慮しての一つの新しい施策体系ではないかというふうに理解しております。

その意味において、先ほど農水省あるいは厚生省の方からも御答弁がございましたように、この答申全体の思想を生かしまして、それぞれ今後とも関係省庁において、それぞれの分野の特性あるいは研究開発の構造といったような点も十分配慮して、最もそれらにふさわしい施策の展開を図つていくことが重要ではないかと考えております。

ちなみに、今回の十一号答申の中では、こういふ日本のように四分の三以上が民間の企業によって研究が進められているという実情の中から、民活の一層の促進と、あるいはいかにして基礎的な研究を今後も創造的な科学技術につなげるかといふために充実をしていくかという点について教す。

○説明員(川崎雅弘君) 御指摘のように、先ほどの先生の御発言もありますように、今後我が国が、我が国として存立あるいは発展を図ついくといふためには、創造豊かな科学技術の振興というものが極めて重要であるというのは、今や一つの国家的な認識ではないかといふように科学技術としても考えておりますし、それに対応いたしまして、我が国全体の政策の方針といふことにつきましては、先ほど引用申し上げました昨年末總理

もちろん科学技術庁としましては、こういう特徴あるいは特徴のある分野の施策といふこととは離れて、共通的に措置すべき事項については、現在もこれまでと同様にいろいろ諸施策の展開について現在検討をいたしておりますとございまます。その意味において、各省においても今後ともそれぞれの分野の特徴を踏まえての新しい施策の展開というのを非常に強く期待をし、答申の実現が図られることを望んでいます。

○伏見康治君 今のお答えで、科学技術会議といふか科学技術庁といふか、そこでは昨年末の十一号答申にあるようないわば非常に大きな方針をつくるべると、その方針の一ことをとして今度の例えは通産省の基盤技術の法案が出てきたというふうに理解してよろしいわけですね。

次に、また法案それ自身に返りまして、法案の三条に「国有施設の使用」という、使用させるというお話があるわけですが、今までは、この法律ができる以前でも、国の研究施設といったようなものを国家公務員以外の研究者にも利用させていた例が幾つもあると思うんですが、從来はどうであります。

○政府委員(荒尾保一君) 先生御指摘のとおりでございまして、私どもの例を申し上げますと、工業技術院傘下に十六の試験研究所があるわけでございますが、この試験研究所におきまして、国有財産としての研究施設を持っております場合に、これが研究所自身の研究の妨げにならない範囲に限りまして、かつ民間における研究活動のために必要な場合におきましては、この使用を認めておられたところでございます。

○伏見康治君 お金の点も、もちろん大いに利用しやすくしていただくということは大変結構だと思いますが、国の施設を使うときにはお金の面もございますけれども、それ以外のいろんな手続といったようなことが非常に大きなバリアになつてゐると私は思ふんですが、それについては何か新しい改善といつたようなことは考えておられるかどうか。

○政府委員(荒尾保一君) 御指摘の点につきましては、これは運用の段階でござりますけれども、私どもやはり基盤技術の研究促進の必要性、重要性というものを考慮いたしながら、できるだけ簡素な手続で、かつ大勢の方々が利用できるよう手続の改善に努めてまいりたいと思います。法文とかそういう形ではございませんが、運用上においておきましてそういうふうな手續でござつたところでございます。

ただ違います点は、従来の制度におきましては、この使用につきましてその対価を支払います場合に、それの投資額といいますか、設備取得額等を基礎にいたしまして適正な対価を算定をいたしまして、それにに基づきまして対価、使用料をいよいよ支払うところを、これからもおきましては、かつ民間における研究活動のために必要な場合におきましては、この使用を認めておられたところでございます。

今回、第三条で提案を申し上げておりますの



は、創造科学技術推進事業でございまして、非常に基礎的な技術開発を事業団みずから事業として実施をしておるわけでございます。それからもう一つは、委託制度によりまして試験研究成果の企業化を行つておるわけでございますが、これは日本に生まれました技術を、企業化を進めるために事業団から企業に対しまして委託を行いました。一方、企業化促進を図つておるわけでございます。これにつきましても、その委託のテーマは国みずからが定めて、内閣総理大臣といいますか、科学技術庁の認可を経てこの委託事業を行うというものです。

一方、センターでございますが、先ほど来御説明申し上げておりますように、民間の企業において行われる基盤技術につきまして、このセンターから出資あるいは融資等の事業を行うことによりまして、民間における基盤技術の研究開発の促進をしようとするものであると、こういうのがこのセンターでございます。

そういう点から考えますと、国みずから行うもの、あるいは國みずからが行うものを委託して行なう場合と、民間が行うものにつきまして、出資または融資という形でリスクマネー等を提供することによって民間の研究開発の促進を図るということで、事業内容におきましては区分をされておるというふうに考へる次第でございます。

○伏見康治君 大分飛ばすことになりますが、センターの業務の中に、情報の収集、提供、調査といふことがあるわけでございますが、科技庁にも、それから郵政にも、農水にも、特許庁にも、技術開発関係の情報センターがそれぞれあるわけなんですが、そういうものとの関連はどういうふうに考へておられるか。

○政府委員(荒尾保一君) このセンターにおきましても、情報提供事業を実施したいというふうに考えておりますが、ただいま先生から御指摘のとおり、各省データの提供につきましてはいろいろな工夫をしながら施策を講じておるところでございます。

非常に大ざっぱに申し上げまして、科学技術庁において行つております、特にJICSTを中心にして行つておりますデータ提供事業というのには、いわばナショナルセンターと申しますか、情報についての国全体としての総合的な情報提供をする。一方、各省におきましては、通産省におきましては、鉱工業関係、農水省におきましては農水産関係というふうに、一種の専門センターとしての機能を果たしておるというふうに考えます。

このセンターにおきましてもデータベース提供を行おうということを考えておりますが、これは特に従来余り行われておりませんでないわゆるファクトデータベースというものにつきまして情報提供をしようというものでございます。従来の情報提供が、どちらかというと、文献情報の提供であったわけですが、例えは一例を申し上げますと、スペクトルデータベースといつたようなファクトデータベースをこのセンターが収集をいたしまして、これを主として民間からの求めに応じまして提供しようということで、そいつた非常に専門的な分野につきまして提供していく、それがJICST等のナショナルセンターとの関係におきましても相互に連絡がとれるような形で国全体としてのデータベースの提供のシステムをつくつていこうと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○委員長(降矢敬義君) 伏見君、時間が近づいてまいりました。簡潔に願います。

○伏見康治君 最後に、大臣に、このセンターを含んだ今度の法案の政策を実行していく上においてどういうお考えであるか。特に予算規模がいかか小ささいんではないかという印象を受けるんですが、どうぞひとつ。

○国務大臣(田村敬次郎君) 現在世界経済が技術革新の胎動期にありまして、特に新素材、マイクロエレクトロニクス、電気通信等の基盤技術分野における技術開発は、国民経済や国民生活の基盤の強化に大きく寄与するものであります。このよくな分野における技術開発を積極的に推進し、その萌芽を将来に大きく開花させていくことが我々の責務と考えられます。

歐米における技術開発の動向などにかんがみますれば、今後とも我が国経済社会が活力を維持していくに当たりまして、これまでこういった考え方というのは若干前例がないわけではございませんけれども、このセンターの主たるねらいが民間の基盤技術における基礎研究あるいは応用研究を

大いに促進していく、こういうことでございまして、できる限り民間の意見を十分尊重した形で、センターが自主性を深める形で運用をしていく、こういうことでこのような条文があるわけでございます。

もとよりこのセンターが業務を行なうようになります。そういふ場合には、國民経済及び国民生活の基盤強化に寄与するかどうか、あるいは出資、融資といったものについての先ほどもお話をいろいろございましたが、試験研究の遂行能力あるいはその評価といったような業務を行なっていくわけでございます。

もとよりこのセンターが業務を行なうようになります。そこで、このセンターのこれまでの実績、特に研修生の受け入れ状況、その中の大企業関係と中小企業関係の割合、これについてお伺いいたしたいと思います。

○市川正一君 今二つの法律案の審議が同時進行いたしておりますが、最初に基盤技術研究促進センターの設立によつて民法上の財團法人になるとされておる貿易研修センターについて若干質問をいたしたいと思います。

まず、この貿易研修センターのこれまでの実績、特に研修生の受け入れ状況、その中の大企業関係と中小企業関係の割合、これについてお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(黒田真君) 今日まで十数年間貿易研修センターでは研修生を受け入れておきました。その総計は約四千名に上つておるわけでございます。外國からの受け入れもございます。国内からの受け入れは約三千三百名であります。国内からして、お尋ねはそのうち中小企業はどのくらいかというお尋ねでございますが、なかなか昔のところまでさかのぼって分類が厄介でございますが、大体中小企業に所属している人が研修センターに来ているという数はほぼ六%という程度かと思ひます。

○市川正一君 今ほぼ六%ということでありましたが、衆議院での審議でも極めてそれは少ないと、いうことが明らかにされております。貿易関係に携わる中小企業の数は決して少なくないはずなんですが、実績がかくも少ないというのはなぜなのか、それをどう見ていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(黒田真君) 中小企業という場合には、定義によりまして従業員の数も少ないわけでございますから、研修に長期に派遣するということにならなか難点があるのでないかということとございまして、研修センターといたしまして

も、実務研修のための三ヶ月コースというようなものをつくつて、その結果、最近中小企業の参加も若干ふえつたあるというふうに見られるわけでございます。

それからなお、若干の補足をさせていただきますと、中小企業に所属している従業員のセンターへの派遣ということになりますと限られておりま

すが、実は官公庁関係がほぼ一割派遣を受け入れておりますし、その他金融機関等もございます。あるいは全国農業協同組合中央会というようなところからも派遣をいたしております。

こうした公的な、あるいは金融機関等の派遣職員といふものは、多分研修の成果を中小企業の方々のお役に立たせていただいているようなことも考慮をしてもよろしいのではないかというふうに考えられる点を補足させていただきます。

○市川正一君 今黒田局長も、例えば長期の派遣に困難であるとかいう中小企業の持っているハンディキャップの一つの条件を挙げられたのですが、そうだと思います。

ところで、この貿易研修センターのパンフレットを見ますと、役員、評議員、運営協議会の委員、そのほとんどが大企業の役員によって占められているのです。わずかに評議員にお一人だけ中小企業関係者がいらっしゃいます。御承知のとおりです。経済の国際化の中で中小企業も今活発に海外との取引をいたしております。またそれを目指して努力もされておるようあります。そういうものにこたえていく必要があるし、また政府が発表しました「中小企業の動向に関する年次報告」ですが、これを見ましても、「中小企業の海外投資動向」という中で、「我が国中小企業の海外投資件数は、五十年に引き続き、内外の景気が回復へ向かうなかで」、この点はちょっとと疑問であります。書いてあるとおり読みますよ。「増加しつつある。海外投資を行う中小企業は、海外での企業活動に特有な様々な経営上の努力をしながら、多くは、海外投資を自己の経営基盤の強化に結びつけており、今後の着実な展開が期待され

る。」こう政府自身が述べているわけでありますから、私はこういう点からも中小企業がもっと積極的に利用できる対策が考慮されてしかるべきではないかとおもいますが、いかがですか。

○政府委員(黒田真君) 御指摘の、評議員等につ

いて必ずしも中小企業を代表しておられる方が十分含まれていなかつたという点は御指摘のとおりかと思いますが、多分、歴史的経緯等を考えますと、民間のお金を集めたりするような際に、出資者等のところに目がまず行つてしまつたというこ

とあるいはあつたかも知れません。

しかし、先ほども御説明いたしましたように、できるだけ中小企業の方々の御利用も可能なよう

にという短期のコース等もつくりましたし、あるいは今後私どものこの研修センターの事業といたしましては、ただいま御指摘がございましたように、まさに中小企業のところで海外との貿易の活動あるいは投資の活動など国際化が求められているがこのセンターを利用して、國際人に向けての必要な研修をしてもらうように、私どもといたしましては今後の問題としてはもつと多くの人たちがこのセンターを実際にこれをお返しするということが必要でございまして、もつともつと多くの人が要があるというふうに考えております。

○市川正一君 私、誤解のないようにあらかじめ申し上げておきますけれども、こういうような大企業に奉仕する役割を実事上果たしている貿易研修センターを、現状のまま残せということを言っているのぢやないのです。

大臣に伺いたいのは、貿易研修センターの財団法人化とそれから基礎技術研究促進センター設立との間に、どういう必然的関係があるんですか。

それをまず大臣に伺いたい。

○政府委員(福川伸次君) 今御承知のように、私どもでは特別認可法人七ございます。今回私どもいたしましては、この民間の基礎技術の基礎研究等を進めていく重要性にかんがみまして、従来

それについて、今、貿易研修センター廃止、民間法人の移行といかかる關係があるかということと、行政の肥大化を防ぐという意味で、機能が一度に集中して、むしろこういった場合にはいかがですか。

○政府委員(黒田真君) 貿易研修センターが昭和四十二年に設立された際に、国から交付金として一億円という資金をいただいております。これは交付金という性格を持つものでございますと、組織変更ある程度の目的を達したようなものについてはスクラップ・アンド・ビルトと申しますか……

○市川正一君 何したようなもの。

○政府委員(福川伸次君) スクラップ・アンド・ビルトと申しますか、その全体をふやさないと……

○市川正一君 それはわかつたけれども、その後や。

○政府委員(福川伸次君) そういうことをするためにはそれを廃止をしようと、こういうことにいたしましたわけでございます。

○市川正一君 理論家とかなんとかいうことが乍らあつたけれども、肝心のところをむにやむにやと言ふような理論家はないですよ。

それで結局、あなたが今スクラップ・アンド・ビルトと、こう正直におっしゃったように、結局員数合わせの手法でしかないじゃないですか。そ

れども、要するにその機能を終えたとか果たしたと

か、何かそういう意味のことと言われたように伺つたんです。私はここに結局政府のいわゆる行

政なるものの欺瞞性、国民不在のその性格が端的にあらわれておると思うんです。同時に、それがまた、今むにやむにやむにやといふのはようわか

らぬのけれども、貿易研修センターの存在そのものが本質的に言つて中小企業やそういうところにとつてのいわばメリットといいますか、ありがたみがない存在になつていることはあなたの方御自身がお認めになつたと私は言わざるを得ないんで

す。

しかし、お金の性格はあくまでも出資金ではなくて出捐金ということでございまして、拠出者自身が持ち分権を持つておるということではないわけでございますから、そこで組織変更等が起こつた際に返還をしなければならないというふうには考へておらないと、かようなことでございます。

ところで、法律を廢止して民法上の財團法人になるその貿易研修センターは政府も出資をなすつ

てゐるはずであります。その金額はどれぐらいになるか。第一問は、何ぼぐらい金出しておるやと。

それからまた、組織が変更された暁には、その

政府出資金は当然國に返還されるべきものと考えますが、いかがですか。

○政府委員(黒田真君) 貿易研修センターが昭和四十二年に設立された際に、国から交付金として一億円という資金をいただいております。これは交付金という性格を持つものでございますと、組織変更あるいは解散のときにはこれを返しするということが発生するかと思いますが、これは交付金という形で、平たい言葉で言えば、いただききりというふうに性格づけられるお金だというふうに理解をしておるわけでございます。

○市川正一君 そのいただき金というのは、これまた新しいカテゴリーになるんですけど、運営しているメンバーも大企業やと。それからそこに受け入れている研修生も大部分が大企業関係者やと。とすれば、当然これらの大企業、財界が責任を持つてこれからはやるべきであつて、出資金はこれふうに性格づけられるお金だというふうに理解をしておるわけでございます。

○市川正一君 はいただき金やというて知らぬ顔するというような、そんな、ど厚かましいことはないぞ。私は、これは國に、國民に返すのが当たり前やと思うのですが、大臣、どうでつしやろ。

○政府委員(黒田真君) いただききりというのは、ちょっとと言葉として不適当だったかもしれません、実は予算としては渡しきりというやつせんが、これが國に、國民に返すのが当たり前やと思う

ですが、大臣、どうでつしやろ。

○政府委員(黒田真君) いただききりといふ

は、ちょっとと言葉として不適当だったかもしれません、実は予算としては渡しきりといふ

を、受け取る方に立つて言いかえてみたのでございまして、まことに申しわけございませんでした。

しかし、お金の性格はあくまでも出資金ではなくて出捐金ということでございまして、拠出者自身が持ち分権を持つておるということではないわけ

でございますから、そこで組織変更等が起つた際に返還をしなければならないというふうには考へておらないと、かようなことでございます。

○市川正一君 重ねてただししたいんですが、性格

が変わってくるのですからね。

そうすると、今日貿易摩擦として国際的にも問題になつておりますように、貿易で大商社や大企業は莫大な利潤を上げているわけです。大臣はそれでいろいろ悩んではる、洋服も買え言うて、でショウ。そうすると、五十九年の法人所得のランキンガを見ましても、二年連続トップのトヨタ自動車を初めとして、前年比で大幅アップをいたしてます。私は数字はもう言いません。そして貿易研修センターの役員、評議員会のリストを見ますと、ここに写真入りで出ておりますけれども、トヨタ、日産、日立、石橋重工、三井造船あるいは三井物産、三菱商事、伊藤忠など、会長クラスがきら星のごとく名前を連ねておられる。先ほど伺つたが、実際には中小企業がこのセンターを利用しようにも、いろんなハンディキャップがあつて利用できないという実情にあるんですね。とすれば、私は、貿易で莫大な利益を上げているこういう大企業や大商社が、今後これを運営していく上で必要な負担を負うのは当然やと思うんです。が、今度は大臣答えてくださいよ。大臣どう思ひます。——大臣にわし聞いているのやから……

○政府委員(黒田真君) ちょっとと事務的な説明でございますが、最近は貿易研修センターを利用いたしまして、欧米ビジネスマン百人研修というようないふことを実施させていただいております。

これは従来の日本の企業に勤め、あるいは官公署に勤め、銀行に勤めている人たちの国際意識の高揚とともに、先進諸国、アメリカ、ヨーロッパ、カナダ等々の先進国の中堅のサラリーマン、ビジネスマンの人たちに日本をよく見てもらう、勉強してもらいうといふような新しいプロジェクトを、ここ三年間ほど実施しておりますが、こういった資金につきましては、先生だいま御指摘のような大企業の、大手の企業の方々からの寄附等をいただきまして実施をしているという状況があるということを、この際報告させていただきま

○國務大臣(村田敬次郎君) 中小企業の利用とい

う意味での御指摘でございますが、中小企業の利用の便宜を図るという観点から、従来から貿易研修センターにおいては期間が三ヶ月と短く、実務に直結した内容の貿易実務コースを設けるとともに、授業料も極力引き上げないよう努めるなどの配慮を行つております。最近は経済の国際化の進展に伴いまして、中堅企業、中小企業においても国際ビジネスマンの養成の必要性が高まつてゐるということにかんがみまして、今後とも貿易研修センターの研修がより一層中小企業の研修生にとつて利用しやすいものになるよう、指導助言を行つてまいります。

○市川正一君 私がお聞きしたのは、金は国に返すべきやと、この後は、財界、大商社がちゃんとそれでは恩恵こうむつておるのやから、それが金出していくなりはれということをお聞きしたんですねけれども、まあこれはあつてまたやりましょう。それまでに大臣、ひとつえ知恵と腹を固めておいてくれなはれ。

統いて基盤技術研究円滑化法案についてお伺いいたします。

村田通産大臣は、この法案の提案理由を説明の中でこうおっしゃっています。「基礎研究、応用研究等を推進していく上で、国の中堅すべき役割が大きいことは申すまでもありませんが、同時に」といふふうに触れているんです。そして、「私が今までふうに触れているんです。そして、私が今までふうに触れていたました」「同時に」という文言以下、この法案が出されたわけありますが、前段に触れた部分、すなはち「国の中堅すべき役割」という問題を開発し得るよう「環境条件の整備を図る」というふうに触れているんです。そして、「私が今までふうに触れていたました」「同時に」という文言以下、この法案が提出された要するに前段の部分ですね、「国の中堅すべき役割」という問題をまず私はほつきりしたいという意味なんです。

○市川正一君 大臣が述べられた要するに前段の部分ですね、「国の中堅すべき役割」という問題をまず私はほつきりしたいという意味なんです。今お答えがあつたように、また衆議院の審議を拝見しますと、確かにことしの工業技術院の予算でですね、これがたしか七・六%増加しているといふふうなことを答弁で拝見いたしましたが、しかし、工業技術院傘下の各試験研究機関の経常研究費は減額になつてゐるんですね。これは間違ひございませんか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 中小企業の利用とい

がましくなりますが、御承知のとおり、予算、定員等大変厳しい状況でございます。予算につきましても、御承知のとおりにマイナスシーリングといたしてはございませんし、また定員につきましても計画的な削減という状況にあるわけでございます。しかし、そういう状況の中でございましては、科学技術の開発促進というのを最大の政策項目に掲げまして、その拡充に乏しい中で努力をいたしておるところでございます。

具体的に申し上げますと、予算の点におきまし

ては、全体としてシーリングの状況の中にはあるわけでござりますけれども、研究所予算につきましてもわずかでござりますが増額を図つておりますし、また通産省全体の技術開発の予算の中で考

えますと、例えば次世代の技術開発につきましては、新しく新規テーマを追加する、あるいは大型プロジェクトにつきまして、新規にテーマを追加するというような形で増額を図つておる次第でござります。またサンシャインとか、あるいは省エネギーといったよなエネルギー開発につきましてもその増加を図つておりまして、全体として工夫をいたしながら予算の増加を図つておる次第でございます。

○市川正一君 私はそれはおかしいと思うんですけど申しましたように一人当たり研究者の経費、単価をもとにいたしましてそれに研究員の数を乗じて積算されるという形になつておるわけでござりますが、若干ずつでござりますけれども研究者の数が減つておるということから、こういった形になつておるわけでございます。

○市川正一君 私はそれはおかしいと思うんですよ。やっぱり一番大事なのは経常研究費であつたことは、各研究所の研究者の自主的な研究テーマを推進し、そしておっしゃったように、人当研究費として公正に、また公平に配分していくとい

うことによつてしかるべき成果を我々は期待することができます。各研究所の研究者の自主的な研究テーマを推進し、そしておっしゃったように、人当研究費として公正に、また公平に配分していくといふことによつてしかるべき成果を我々は期待する

ことができるんだあるし、またその運用についても各研究所の自主的判断に任されるべきであると

いうふうに思うんですが、この点は通産省として

なことは、各研究所の研究者の自主的な研究テーマを推進し、そしておっしゃったように、人当研究費として公正に、また公平に配分していくといふことによつてしかるべき成果を我々は期待する

ことができるんだあるし、またその運用についても各研究所の自主的判断に任されるべきであると

いうふうに思うんですが、この点は通産省として

なことは、各研究所の研究者の自主的な研究テーマを推進し、そしておっしゃったように、人当研究費として公正に、また公平に配分していくといふことによつてしかるべき成果を我々は期待する

ことができるんだあるし、またその運用についても各研究所の自主的判断に任されるべきであると

いうふうに思うんですが、この点は通産省として

なことは、各研究所の研究者の自主的な研究テーマを推進し、そしておっしゃったように、人当研究費として公正に、また公平に配分していくといふことによつてしかるべき成果を我々は期待する

ことができます。

○市川正一君 大臣が述べられた要するに前段の部分ですね、「国の中堅すべき役割」という問題をまず私はほつきりしたいという意味なんです。

今お答えがあつたように、また衆議院の審議を

拝見しますと、確かにことしの工業技術院の予算

でございまして、それを増加するということが非

常に難しい状況にあるということを御理解賜りました

いと思ひます。

その中で、ただいまよつとお触れになりまし

○政府委員(荒尾保一君) 私どもの試験研究所の経常研究費でございますが、人當でのこの研究費が積算をされておるわけでございます。これはただいま御指摘のよう、わずかでございますけれども減少の傾向がございます。

最近の例で申し上げますと、昭和五十八年度が三十五億三千九百万、それから五十九年度が三十五億一千六百万、それから昭和六十年度は三十五億円ということで、非常にわずかでございますけれども減少しておるわけでございます。

この理由といたしましては、人當研究費は、先ほど申しましたように一人当たり研究者の経費、単価をもとにいたしましてそれに研究員の数を乗じて積算されるという形になつておるわけでござりますが、若干ずつでござりますけれども研究者の数が減つておるということから、こういった形になつておるわけでございます。

○市川正一君 私はそれはおかしいと思うんですけど申しましたように一人当たり研究者の経費、単価をもとにいたしましてそれに研究員の数を乗じて積算されるという形になつておるわけでござりますが、若干ずつでござりますけれども研究者の数が減つておるということから、こういった形になつておるわけでございます。

○市川正一君 私はそれはおかしいと思うんですよ。やっぱり一番大事なのは経常研究費であつたことは、各研究所の研究者の自主的な研究テーマを推進し、そしておっしゃったように、人當研究費として公正に、また公平に配分していくといふことによつてしかるべき成果を我々は期待する

ことができるんだあるし、またその運用についても各研究所の自主的判断に任されるべきであると

いうふうに思うんですが、この点は通産省として

なことは、各研究所の研究者の自主的な研究テーマを推進し、そしておっしゃったように、人當研究費として公正に、また公平に配分していくといふことによつてしかるべき成果を我々は期待する

ことができるんだあるし、またその運用についても各研究所の自主的判断に任されるべきであると

いうふうに思うんですが、この点は通産省として

なことは、各研究所の研究者の自主的な研究テーマを推進し、そしておっしゃったように、人當研究費として公正に、また公平に配分していくといふことによつてしかるべき成果を我々は期待する

ことができるんだあるし、またその運用についても各研究所の自主的判断に任されるべきであると

いうふうに思うんですが、この点は通産省として

なことは、各研究所の研究者の自主的な研究テーマを推進し、そしておっしゃったように、人當研究費として公正に、また公平に配分していくといふことによつてしかるべき成果を我々は期待する

ことができるんだあるし、またその運用についても各研究所の自主的判断に任されるべきであると

いうふうに思うんですが、この点は通産省として

たけれども、昭和六十年度におきましては、振興調整費でございますが、これを政府全体で七億円増加をするということにしておりまして、これを各省庁の研究所に割り振ると、非常に乏しい状況の中ではございますが、そういう形での人当研究費にかかるものの増加を図ろうとしておるわけでござります。

次に、その研究費の内容について、できるだけ  
自主的にとということをございますが、これはまさ  
に今おっしゃるとおりでございまして、研究者の  
方々の創意といいますか、そういうふたもの前提  
にしながら、もちろん組織でございますので、組  
織全体としての調整と申しますか、例えば重複が  
ないようになりますとか、そういうことはやらないけ  
ればいけないと思いますけれども、創意をできる  
だけ尊重しながら基礎的な研究開発の促進を図り  
たいと考えておるわけでござります。

○市川正一君 今の荒尾さんの後段の立場は、こ

れは大事な基本問題なので確認しますけれども、前半の調整費というのはまた意味が違ってくるので、これはやっぱりいろんな意図的なものが作用されるいわばファクターを持つていますから、この点よりも大事なことは、やっぱり経常研究費なんだということを私はこの機会に強調しておきたいと思うのです。

そこで前へ進みますが、今度工業技術院全体の定員の問題なんです。私どもの調査ではこの五年間の推移を見ましても、各研究所の研究職あるいは行政職の定員がずっと減る一方になつておることは、間違ひございませんでしょうか。

○政府委員(荒尾保一君) おっしゃいますとおりでございます。最近の例で申し上げますと、昭和五十六年、定員で四千五名ありましたわけですが、昭和八百三十二名ということになっておりまして、全体として減少傾向にあることは御指摘のとおりでござります。

○市川正一君 人が減るから、そやから錢も、研費も減るのは当たり前という、こういう算術計算でござります。

算をさつきお答えなすったんだけれども、これはやつぱりいわば諂ひだろうと思うのです。なぜ人間が減るのかということを見てみると、研究職の定数減の原因は、御承知のとおりだと思いますが、定年退職者の後補充がなされていないんですね。また国としての研究の継続性、発展性、さら

には研究支援部門の充実を図るために欠員の補充、それから再任用とか勤務延長を認めるべきではないかというふうに私は思うんですが、この点いかがでしょうか。

○政府委員荒尾保一君 研究者も含めまして全体として定員の削減、非常に厳しい状況になつておつましくて、私どもも現実にそういつた問題題に対処する場合に、極端に申し上げますと大麥心方に對処する場合に、極端に申し上げますと大麥心方に

を痛めるというのが実情でございます。ただこれは、私から申し上げるまでもないわけでございま  
すが、国家公務員全体につきましてそういうた定員削減が今行なわれておるわけでございまして、私どもの研究活動もそういった全体としての定員削減の一環として行われておるわけでございますので、我々のところだけ例外にということはなかなか珍しい状況にあるわけでございます。  
一方で研究活動の活発化といいますか、これを

促進することが必要な状況は言うまでもないわけですが、定員削減がある一方で新規増の要求を出して、毎年要求をいたしておるわけでござりますけれども、これも国家公務員全体の定

数を計画的に削減しようとという状況の中で、非常に難しい状況にあるためになかなかその制度が進まないわけでございます。定年に達しました後の不補充の問題、これにつきましても現実的には

関係の機関とよく御相談をしながら、不補充の由でできるだけその例外と申しますか、完全に補充がゼロということではないわけでございますので、その範囲の中でできるだけ補充をふやすように毎年努力をいたしております。再任用あるいは定年延長の問題、これも個別に

いろいろ御希望も出てきておりまして、いろいろお話をしよつちゅうしておるわけでございますけ

れども、これはどうしても、特定の個人でなければその業務の遂行が不可能であるかどうかといふような判断が基礎にあるわけでございますので、そういう点から、一般的、統一的な運用といわてしましてなかなかこれを認めることが難しいというのが実情でございます。

○市川正一君 口を開けば何を聞いてもマイナスのシーリングや、というのでは、これは議論にならぬのですよ。やっぱり基盤技術研究を開発していくためにこういう法案も今出していいわけでしょう。

う。そして大臣も、その際に國の果たすべき役割  
が大きいことは申すまでもない、こうやつぱり大  
見えを切つてていると言つたらぐあい悪いけれど  
も、そうおっしゃっているんだから、そこをやつ

ぱり本気で國家百年の大計を考えるならば、僕はやつぱり勇気を持って担当する部門が取り組んでいただきたいというふうに思うんです。

の出席の問題があるんですよ。どういう実情か、お聞かせください。

を直接見たり聞いたりすることで研究の意欲を高めたり新鮮な刺激、新しい発想などが生まれてくるというのがこれはよく伝えられているところです。しかし、予算が非常に少ないためにならざるを得ません。そこで、自ら手配して、

なかなか参加できない、そこでやむを得ず自費で出張するが、これが大きな負担になつております。また公務出張にならぬので休暇を取つて出かけはる、したがつてすべて自腹を切ることになる。ところどころで、おまけで車代を取らへる。ノーリ

こうしたことから、学会出張費をふやしてほしい、公務扱いにしてほしい、あるいは私費によつては海外の学会等への参加の際に、休暇の日数制限を緩和してほしい、こういう要求も私耳にいたしております。こういう状況を放置しておくと、大臣の提案説明にもある、繰り返すようですが、「国の果たすべき役割」というものが保障をされ

ないと思ふんですが、大臣の御所見を承りたい。

御質問よく承っておりまます。ただ荒尾総務部長も御説明申し上げましたように、マイナスシーリングという方式を現在の段階で国が数年間とておるわけでございまして、これは私も昔県段階で予算当局になつたことがあるわけでございますが、予算を節約しようとなれば、やはりマイナスシー

リンドアの方式で既定経費を節約していく、そして新たに生ずる需要についてはプラスアルファをしていくという手法を財政的にはとらざるを得ないことは、これは市川委員よく御承知のとおりでござ

ざいまして、したがって、ここのことろ数年間のマイナスシーリングの中で、工業技術院につきましても職員が鋭意努力をしておるというわけでございます。

海外出張あるいは学者の出張等につきまして、市川委員御指摘のよう御事情がいろいろあらうかと思いますが、そういう点は、既定予算のやりくりと、そしてまたその行います出張その他に

本議案についての御協議の上でできるだけ考えていくといふことになるのではないかと思います。これは全体としては、小さな政府をやっていくという考え方になれば、どうしても十分に予算が行き届かな

い段階があるわけでございまして、高度成長から低成長になつていくこの段階においては、受忍すべきものはやはり受忍すべきだらうと、このようないくつかの認識を持っておる次第でございます。

○市川正一君 今後よくそういう実情に即して  
大いにやはり可能な措置をぜひ大臣のイニシアチ  
ブでおとりいただきことを期待しています。  
これに關して、私先般、産構審あるいは産技審  
の会員へお詫びの便りを手配して、このミソノコ、二

の合同小委員会の報告を見いたしましたから、その中に、国立試験研究機関における基盤的、先進的技術開発を推進すべきであると、こう指摘していることは御承知のとおりだと思います。私は、民間企業に対する助成対策だけが先行していくと、民活、民活と言えども何でも通るというんじやなしに、こういう国立試験研究機関の対策

も、具体的な強化策を今こそ図るべきだと思ふんです  
ですが、大臣いかがでしようか。

○國務大臣(村田敬次郎君) おっしゃる意味はよくわかります。技術開発というような分野におきましては、市川委員御指摘のようないろいろな助成策をとるべきものはせひひとななければいけないのですが、基礎、応用研究段階の技術開発について、この際日本のおくれを取り戻す意味においてひとつ前向きで対処してまいりたいと思います。

○市川正一君 それでは、そういう前向きの姿勢に即しながら、法案についてお伺いしたいと思いません。

第三条でありますから、民間の基盤技術の向上を図るために特に必要があるときは、国の試験研究施設を安く使わせる。条文どおり申しますと、「時価よりも低く」使うということになつておりますが、その仕組みについてお伺いしたいのです。なんんずく、国の施設を使うにふさわしい研究テーマであるかどうかの判断は、だれがどんな基準で行うのかお聞きしたい。

○政府委員(荒尾保一君) 御指摘の法文の条文の中にも書いておりますとおり、具体的には「政令で定める」ということになつておるわけでござりますが、政令は最後の姿でございまして、その前段として、御指摘のようにだれがどう判断するかといふことがあります。これは条文の中にもござりますとおり、そういう施設の使用を認めることが基盤技術の研究開発のため特に必要であるかどうかというこの認定にかかるということにならうかと思ひます。

そういう点で、技術開発として提案されたものの中身がそういうものに該当するかどうかということを、主務大臣の側において認定をするということになるわけでございます。具体的には、結局それぞの所管しております研究所の中ですべて第一次的な判断が行われる、そしてそれが工業技術院を通じまして主務大臣の判断になる、こういうことにならうかと思つております。

○市川正一君 問題を残しつつ前へ進みます。

そこで、第三条に基づく「使用」が、各研究所

の本来の研究業務に支障を來してはならぬと思うんであります。これも荒尾さんの衆議院のやりとりも拝見いたしました、先ほども若干のやりとりがございましたが、しかし、例えば工業技術院依頼試験、分析等および設備の使用規則、あるいは試験研究用機械器具等貸付規則などを見ましても、研究所の業務に支障があるときは使用させない旨の明文の規定は現行のものにはないんですね。とすると、例えば支障を來すというふうなことにしてはならぬと思うのですが、その保証があるのかどうか、そこはどうお考えでしょうか。

○政府委員(荒尾保一君) 今御指摘のように、基盤技術研究のために民間といいますか、研究所以外の者に使用をさせるということに主眼があるわけではございませんで、当然のことでございますけれども、あくまでもその施設は国の研究者の研究に使われるというものが本来の目的でございます。これは国有財産としてそなつておるわけでございますので、国有財産法によりましてこれが管理をされておるわけでございますが、国有財産法におきましては、その使用の目的に反しない範囲において他への使用が許諾されるということになるわけでございます。したがいまして、工業技術院の規則その他におきましては、そのことを改めて規定するまでもなく、本来の制度自身がそのようになつておるものでございますので、規則等ではそういう規定を置いておりませんが、運用におきましてはそういうことにならないようになります。

○市川正一君 逐条的に進めさせてもらいます。第五条でありますが、これによりますと、「民間の基盤技術の向上を図るために」、いわば青天井といいますか、「必要な措置を」とらなければならないということになつておるんですね。三条、四条のほかにどんな「必要な措置」というのを検討されていらっしゃるんですか、この際お伺いしたい。

○政府委員(福川伸次君) 当面考えておりますのは二点でございまして、一つは広報誌等を通じまして、今御質疑のございました国有試験研究施設に關する情報を一般的に提供をするということです。

私が今問題については、稻山経團連会長がやつぱり、応用研究に失敗した場合元本の返済金はないようにしてほしいということをかねてから言つていますし、それで経團連がこの構想に反対を

実を行います場合に、欧米諸国におきましては、政府間で共同研究を行う場合に、多くは実施取り決めにおきましてそれぞの研究成果につき相手方パートナーにその研究成果を無償または廉価で申しますか、あるいは低い価格において使用させることをお互いに認め合うというのが通例になつておるわけでございます。ところが、日本の場合は、これも国有財産法によりまして制限がございまして、そういう無償または低価で認め合うことが現行のままでは認められないわけでございまして、それが現行のままでは認め合います。

○委員長(降矢敬義君) 市川君、そろそろ時間が参りました。

○市川正一君 はい。私は、この必要な措置というのは次の機会に詰めたいと思うのですが、結局大企業の必要な措置に手をかすということにならざるを得ぬと思うんです。

最後にお聞きしたいのは、国際共同研究以外の特許権または実用新案権を対象にするということを「政令で定めるもの」は何かという御質問でございますが、こういった研究成果として出てきますが、これは、いわばレシプロカルにこれを認め合うということです。それは無償にするのかというのがもう一つの政令項目でございますが、これにつきましてはそれぞれの、いわばレシプロカルにこれを認め合うということです。それは無償にするのかというのがもう一つの政令項目でございますが、これにつきましてはそれぞれの、いわばレシプロカルにこれを認め合うということです。それを元本とも返還を免除するとか、こういうふうなことは考えていらっしゃるかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(福川伸次君) 第一点、国際共同研究でなくして、一般に委託開発したときに安くそれを使用させるかという点については、安くさせる場合はもちろん法的措置が必要でございます。今のことと特にそのようなことは考えておりません。また、融資の場合、条件つき無利子融資ということで、不成功的の場合に、これは利子は免除いたしますが、元本は免除するようなことはないのかと申しますが、元本は免除するよろうといふことで、やはり民間にも責任を負つてもらうという意味で、今回ここで考えております融資事業、応用研究からまいります融資事業につきましては、元本を免除するということは考えておりません。

○市川正一君 予告編です。終わりです。

かつて表明していたことは御承知のとおりなんですね。そういう点で私は、この法案についてはな  
お多くの問題があるということを、次回はセンターの運用問題などを含めて引き続き追及させていただくことを予告いたしまして、きょうはこれにてとどめさせingいたします。

○木本平八郎君 まず、貿易研修センターに関して質問したいわけです。それで、あらかじめ質問をお打ち合わせしたんですけども、時間の関係がありますんで、まず問い合わせの四と六と七、この三間に絞つて質問させていただきたいと思うわけです。

○政府委員(黒田真君)　御指摘のように、ケーススタディーというようなものが非常に有効であるということは、從来アメリカのビジネススクール等でも活用されているところからも明らかなるでございまして、貿易研修センターにおきましても、それがふさわしい科目につきましては、できるだけその時間数を拡大をして実務的な研修になるよう努めております。

具体的に申し上げますと、本科コースの国際経営経済プログラム、あるいは貿易実務コースの貿易実務プログラムというようなコースにつきましては、その授業時間の半分以上がケーススタディーに当たれているというふうに現在なつておるところでございます。

イにしても、スタンフォードにしても一応あるわけですけれども、どうもやはりそういう点でもう少しレベルを上げる必要があるんじゃないかと思うわけですね。

その前に一つ、今度これを完全に民営化されるわけですけれども、今これ八十人でしよう、定員が。これをせめて八百人ぐらいに上げて、うんと教育をすること、量も質も。それで私は独立採算に持っていくする必要があるんじやないか、やないかという気がするんですね。それは入れ物の関係とかいろいろあると思いますけれども、全体としてはちょっと八十人というのは何か少なめかな。  
（以下は聞き手の質問）

○政府委員(黒田宣君) 当初はもう少し大きな規模でスタートいたしましたが、御指摘のように、現在の段階では八十名程度の規模になつております。

今回組織変更ということで財団に移行いたしましたのを機会に、やはりひとつ根本的に考え方直してみて、どういう形が一番至当であるのか、しかもその際にはできるだけ規模を拡大するというある種の相当大きな構想を持ちながら、当面どういうふうにしていくかということはぜひ考えてみたいと考えております。

○木本平八郎君 それで、これ実際に使つていろいろな意見をする人ですか、その辺はいかがですか。

側からしますと、なかなか希望者がない。ハーバードだとカーネギー・メロンだと、そういったところだつたら幾らもあるわけですね。ところが、貿易研修センターへ行けと言うと、いやちょっととか、そういうことが多いわけですね。これはやはりまだそれがなじみがないということもあると思うんですけれども、これはやっぱりどんんどん希望して行かせるためには、レベルを上げる必要があるんじゃないかなと思うんですね。先ほどの講義内容もそうですけれども、生徒の方もやはりそのレベルを上げる必要がある。

ここに問い合わせでは、ちょっとと読みますと、「貿易研修センターが国際経済人の養成という本来の

目的を達成するためには、優秀な人材を研修生として集めることが重要と考える。こうした観点から、貿易研修センターの国際的権威を高めるため、米国のビジネススクール同様、センター自ら「MBA」、これはまあハーバードでもなんですね、れども、要するに経営学の修士号ですね、マスター・オブ・ビジネス・アドミニストレー・ションですか、「を出すことも一案と考えるがどうか。」この辺はいかがですか。

現在のところは、実はそういう資格が、この研修センター自身では、残念ながら出せないわけですが、ござりますけれども、しかし実はアメリカ国際経営大学院、これは昔アメリカ貿易大学校と呼んでおりまして、アリゾナ州のフェニックスにあるわけでございますが、ことと実は提携をいたしております、貿易研修センターで取得した単位の全部をあたかもアメリカで勉強したものと同じようふに認めてもらうということでおざいまして、その今申し上げましたアメリカ国際経営大学院に短期の留学を行いますと国際経営学修士号というようなものをお取得できるというような簡便法、やや条件がございます。

表案のようなことでござりますが、そういうよろづなものを持つておりますて、通常一年半かかることを七ヵ月の短期留学で修士号が取れるということは、五十六年以降この制度を活用して毎年十名を超える人たちがこの修士号を取つてゐるということで、今後もこういう制度を大いに活用することによつてエンカレッジしていくべきだと思つております。

○木本平八郎君 そういう便宜的な方法をとりまくえずはどんどん進めていただきたいと思うわけでありますね。

しかし、これ根本的にどうなんですかね、文部省の管下じゃなければこういう資格を与えないですね。

政府としては。それで、やっぱり国の教育なんですが、どうも僕はおかしいと思うんですね。いうのがどうも僕はおかしいと思うんですね。だから、通産省がやろうが厚生省がやろうがやっぱりちゃんと与えるということがあつていいんです。で、文部省のセクショナリズムはどうか、文部省呼んでいませんけれども、僕はどうもこういうおかしいことをやつていると、せつかくこういううとがあつても完全に生かされていないという感じがするわけですね。

したがつて、どうしても折衷案ということになれば、筑波大学とかなんとかうまくジョイントするとかなんかして、やはりM.B.A.のこういう空格を手てる。それで、日本の貿易センターのM.

A持つて帰ってきたということが東南アジアでも、アメリカでも語りになつて、少しあはキヤリア性を認められるようななことがあつてもいいんじやないかと思うんですね。文部省とのセクショナリズムでいう点においては、大臣、どういうようにお考えになりますか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今、木本委員の御指摘になつたような点はよくわかります。

文部省などで行います学校教育等におきましては、一定の規格というのが当然義務づけられることでございましょうから、そういうものが一つの基準に従つて行われるのは当然だと思いますが、貿易とかあるいは経済とか、こういった問題で

については創意工夫をこらす点があつてよからぬ。という御指摘であれば、それは大いに研究の対象となると思います。

○木本平八郎君 それで、一つ私の提案なんですか。けれども、まずレベルを上げる、生徒のレベルを上げるということと、これはフランクに言つてハーバードなんかに行つてゐる連中に比べたらちっぽりちょっと落ちると思ふんですね。

そこで一つの提案なんですけれども、せつか通産省がこれ肝いりでやられるわけだから、通産省に入つたキャリアの若い優秀な人を一年間ここに入れるわけですね、それで勉強させるわけですね、国際経済学あるいは経営学というものを。

まず、問合せ四  
一 貿易研修  
議形式が多く、アカデミックな  
的ではないという声を聞くが、  
ディ等を探り入れ、実務的な  
るがどうか。」という点でござ  
ですか。  
○政府委員(黒田真君) 御指  
スタディーというようなもの、  
ということは、従来アメリカ  
等でも活用されているところ  
でございまして、貿易研修  
でも、それがふさわしい科目  
きるだけその時間数を拡大を  
なるよう努めています。  
具体的に申し上げますと、  
営業プログラムあるいは  
易実務プログラムというよう  
ては、その授業時間の半分以  
いに当てられているという  
ところでござります。  
○木本平八郎君 私の部下も  
いるわけです。それで、これ  
いろ話聞きますと、それから  
低いという評価があるわけで  
カは伝統がありますし、ハ

撮のように、ケースが非常に有効であるのビジネススクールからも明らかにセンターオおきましては、でにつきましては、でござる。このことから、セントラル・スクールの実務的な色彩が強く、実務もつとケーススタジオの研修は講義によるものとすべきと考えますが、いかがなと思いますが、いかがな

○政府委員(黒田宣君) 当初はもう少し大きな規模でスタートいたしましたが、御指摘のように、現在の段階では八十名程度の規模になつております。  
今回組織変更ということで財團に移行いたしますのを機会に、やはりひとつ根本的に考え方直してみて、どういう形が一番至当であるのか、しかもその際にはできるだけ規模を拡大するというある種の相当大きな構想を持ちながら、面倒どういうふうにしていくかということはぜひ考えてみたいと考えております。

○木本平八郎君 それで、これ実際に使つている側からしますと、なかなか希望者がない。ハーバードだとかカーネギー・メロンだとか、そういうところだつたら幾らでもあるわけですね。ところが、貿易研修センターへ行けと言うと、いやちょっととか、そういうことが多いわけですね。これはやはりまだそれがなじみがないということもあると思うんですけれども、これはやつぱりどんんどん希望して行かせるためには、レベルを上げる必要があるんじゃないかと思うんですね。先生ほどの講義内容もそうですがれども、生徒の方もやはりそのレベルを上げる必要がある。

ここに問い合わせ六では、ちょっと読みますと、「貿易研修センターが国際経済人の養成という本来の

A持つて帰ってきたということが東南アジアでも  
アメリカでも誇りになつて、少しはキャリア性を  
認められるようなことがあってもいいんじゃない  
かと思うんですね。文部省とのセクションナリズム  
という点においては、大臣、どういうようにお考  
えになりますか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今、木本委員の御指  
摘になつたような点はよくわかります。  
文部省などで行います学校教育等におきまして  
は、一定の規格というものが当然義務づけられて  
んでございましょうから、そういったものが一  
の基準に従つて行われるのは当然だと思いまます  
が、貿易とかあるいは経済とか、こういった問題  
については創意工夫をこらす点があつてよから  
うという御指摘であれば、それは大いに研究の対象  
となると思います。

○木本平八郎君 それで、一つ私の提案なんですが  
けれども、まずレベルを上げる、生徒のレベルを  
上げるということで、これはフランクに言つて  
ハーバードなんかに行つている連中に比べたらま  
っぱりちょっと落ちると思うんですね。

そこで一つの提案なんですけれども、せつか  
通産省がこれ肝いりでやられるわけだから、通  
省に入ったキャリアの若い優秀な人を一年間こ  
に入れるわけですね、それで勉強させるわけです  
ね、国際経済学あるいは経営学というものを。

政府としては。それで、やっぱり国の教育なんですが、どうも僕はおかしいと思うんですね。いうのがどうも僕はおかしいと思うんですね。だから、通産省がやろうが厚生省がやろうがやっぱりちゃんと与えるということがあつていいんです。で、文部省のセクションナリズムはどうか、文部省呼んでいませんけれども、僕はどうもこういうおかしいことをやつていると、せつかくこういううとがあつても完全に生かされていないという感じがするわけですね。

したがつて、どうしても折衷案ということになれば、筑波大学とかなんとかうまくジョイントするとかなんかして、やはりM.B.A.のこういう空格を手てる。それで、日本の貿易センターのM.

れからの通産官僚などというのは、そういう民間の経営などということをよく知つてなきやつぱりいかぬのじやないかという気がするんですね。そういうう点で、経企局でも、科学技術庁とかいろいろ関連ある、あるいは農林省、厚生省でもありますけれども、そういう優秀なキャリアをほうり込む、そしてそれを機関車にしてレベルを上げていくといふことも私は非常に必要なんじやないかと思うんですけれども、こういうアイデアについてはどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) これは大変おもしろいアイデアだと思います。

私は、私自身は自治省の出身で、そして通産省というところへ来て一緒に仕事をしておるわけですが、非常に実際の生きた社会と結びついておる役所なので、通産省というのは非常に生き生きしておりますし、それから仕事自体が大変、何と申しますか、現実社会と密接に結びついているという意味でおもしろいですね。したがって、私の仕事をさしてもらった自治省にはなかつた、現実の流通過程というものを経ておるというキャリアの方々の能力や、それからまた活性化と申しますか、そういうものを非常に感じまして、したがつてこういう研修機関の中で、若手のそういった勉強する人たちが入つて一緒にやれば、これは大いにプラスになるんじやないかということは感じます。

ただ、今までそういうものがシステム化してない中でどうやってそれをやつしていくかというのは、研究の余地があらうかと思います。

○木本平八郎君 私は、これからやはり役人も、民間との交流とかそういうことを若いときから、もちろん大学時代の友だちというのはいっぱいいるわけですが、こういうう点で、できるだけ知人の幅を広げられるということはやっぱり必要なんじやないかと思うんですね。

次に、問い合わせますけれども、「貿易研修センターにおいては、現在、国際交流事業として、諸外国の大学院生等を受け入れている」という

ことと日本を同数、寝食と共にさせて研修を行うなりかねのじやないかという気がするんですね。そういうう点で、経企局でも、科学技術庁とかいろいろ関連ある、あるいは農林省、厚生省でもありますけれども、そういう優秀なキャリアをほうり込む、そしてそれを機関車にしてレベルを上げていくといふことでも十分考えておりまして、現

が、日本人研修生の研修の実をあげるために、外人と日本人を同数、寝食と共にさせて研修を行うなど抜本的な改革を図つてはどうか。」ということなんですが、いかがでしょう。

○政府委員(黒田真君) 御指摘のような点の意義については、私どもも十分考えておりまして、現

が、日本人研修生の研修の実をあげるために、外人と日本人を同数、寝食と共にさせて研修を行うなど抜本的な改革を図つてはどうか。」ということなんですが、いかがでしょう。

なんですが、いかがでしょう。

といふなことも私はもう非常にいいんじやないか。そういう点でこれをただ単に、ちょっとどういふ機会ですから、少しデベロップしてレベルを上げるといふな方向で検討していただきたい方がいいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○政府委員(黒田真君) 先ほども御提案ございまして受け入れております。そして、この人たちは、当然のことながら一般の日本国籍の研修生と寮をともに、講義のカリキュラム等も、できるだけふさわしい授業につきましては合同講義を行なうという形を採用することにしておりまして、できるだけ相互の交流というものが密接に行われ、発展途上国からは十数名の方々を留学生として受け入れております。そして、この人たちは、もちろん公署から派遣をされたといふふうなこともございまして、私もそういった広い意味でいろんな人たちをこの場に集まつてもらおうように心がけております。御指摘のよう

に、今回組織変更といふこの機関にとりましては、ある意味で革命的な事件に遭遇するわけでありますから、もう一遍思いを新たにして、あらゆる可能性を探求して、できるだけレベルの高いものに

特に発展途上国の研修生の受け入れということにつきましては、中曾根総理も相当大きな計画を

持つておられます。これを一目的に受け入れるということはできないわけでございまして、いろん

な機関がいろんな方法で受け入れていくといふことを研究していく必要があると思つております

が、この貿易研修センターもその中の有力な一翼

を担い得る機関だと、かように考えております。

○木本平八郎君 貿易研修センターにつきましてはこのくらいにしまして、それで基盤技術の問題に入りたいと思うんですけども、これも打ち合

わせメモの一と二はちよつと除きまして、問い合わせ

三から入つていただきたいわけです。

これは、まず基盤技術のセンターの目的の中

に、目的というんですか、二つありましたね。一

つは通産省と郵政省が所管するものである。それ

からもう一つは、國民經濟及び國民生活の向上に資するものだというふうなことがあつたわけですね。

その点で具体的に一つ、それに完全に当てはまる品物なんですかね。どちらも、ディーゼルエンジン

の開発の問題をちょっとお聞きしたいわけです。

私は今、環境委員会に属しているわけですから、も、ディーゼルエンジンの問題というのは非常に困った問題になるわけですね、これは通産の方も困った問題になるわけですね。

ちよつとまずこの問い合わせを読んでみますと、

「例えばディーゼル車は現在国内で五百数十万台

保有されているが、NO<sub>x</sub>と黒煙の両面を改善す

るディーゼルエンジンの開発は困難であると聞い

ています。セントラルの出融資事業は、このように

マーケットが拡がつてはいるが、民間が手を出し

かねているものを対象にすべきだとと思うがどう

か。」これは、ガソリンエンジンについては五十

三年規制全部クリアしているわけですね。ところ

がディーゼルエンジンは、技術上、構造上の問題

が、もうガソリンエンジンならクリアして

いますと、もうガソリンエンジンならクリアして

きれないわけですね。そしたら、何でディーゼル

エンジンのようなどういう公害の発生するもの

を今さら使わなきゃいかぬのか。

日本はもう経済的にここまで豊かになつて、そ

れでやつてゐるんですから、例えはトラックなん

かも少々燃費が高くなつても、少々効率が悪くても

ガソリンエンジンでやればいいじゃないかといふ

考え方があるわけですね。例えはディーゼルトラッ

クが非常に国内の輸送を大きく担当して効率よく

やつていると、それは確かにそうなんですね。し

かし、もう国鉄が貨車で困つてゐるわけですか

ら、電気機関車で貨車を引いて、少しぐらい経済

効率が悪くなつてもむしろクリーンな方がいいん

じゃないかといふ気がするわけですね。それをた

だ单に産業これは業界といふか、業者の都合の

経済性の問題だけ今ディーゼル使つてゐるわけ

です。何もこれじゃなきゃいかぬといふ必然

性はないわけですね、交通手段としては。

そうしますと、私はもうどうしても技術開拓で生きないなら、日本国内ではディーゼルエンジンは使われたらない。それで日本も、これはまた輸出の問題になりますけれども、優秀なディーゼルエンジンを持つてゐるわけですから、しかし国内では使えないけれどもどんどん輸出できるとか、それでもいいんじゃないかという極めて乱暴なことを考へて、環境特別委員会でも私はそれを言つてゐるんですけれども、しかし同時に日本の技術でこんなものを開発できないわけはないと私は信じてゐるわけなんです。

これはもしも通産省があと三年で昭和六十三年なら六十年以降ディーゼルエンジンがクリアできなければディーゼルエンジンの使用を禁止するということを政府が発表したら、やっぱり必ず必死になつてやりますよ、これ。そもそもそういうことが非常に業界にショックを与える過ぎるというなんら、それこそ今度のこういうセンターで開発していくたまくというのは非常に必要なんじゃないか。国民生活上、経済上の波及効果も大きいし、通産省所管の商品だし、私はこういうものをまずお取り上げいたまく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしよう。

○政府委員(荒尾保一君) 先生御指摘の、具体的なディーゼル車の問題をちょっと離れまして、非常に一般論で申し上げますと、ただいま先生がおっしゃいましたように、需要があるといいますか、ニーズがある、かつ民間だけではなかなか手が出せない、何らかのリスクマネーの提供なり何なりというふうな助成手段を講ずることによって初めて技術開発が進む、そういう内容のものについてこのセンターが出資なり融資なりを行つてはいか方で運用すべきではないかというふうに存じます。

つきましてどう考えるかという個別の問題でござりますけれども、一つは非常に形式的になつて恐縮でございますけれども、これはるる御説明申し上げておりますように、個別のプロジェクトの取り上げ、採用するかしないかというのはやはりセンターが自主的に判断をするということでございまして、あらかじめ役所の側においてこれはいい、これは悪いということを指示するというふうなことをなるべくしないようにというふうに考えておるわけでございます。そういう点から申しますと、センター発足は十月を予定しておるわけでございますが、現段階においていいとか悪いとかいうことを役所の側において言うのはいかがかということで、イエスかノーかという点についての判断は差し控えさせていただきたいと思うわけでございます。

ただ、今お話しの具体的な案件が果たして対象になるかどうかという判断基準といたしまして、一つは、我々考えておりますのは、出資事業につきましてはそれぞの技術開発の基礎研究の段階からスタートするものを対象にしたい。融資につきましては応用研究からスタートするものを対象にしたいということで、かなり製品化が進んでおるものにつきましては対象外といふふうに考えておるわけです。したがいまして、今のお話の面で、今までのディーゼル車の原理とかそういうものとかなり違った、かなり基礎的なところからスタートするものであるかどうかという、その点をよくチェックをする必要があるのではないかというふうに思ひます。

それから、当然のこととございますが、出資、融資事業でございますので、技術開発の可能性、成功の可能性というものにつきまして、やはりかなり技術的な審査がセンターが発足した暁には必要ではないかなというふうに思う次第でござります。

○木本平八郎君 ますリスクマネー、リスクの点ですね。これは業界にとつてはある意味では大きくなり技術的な審査がセンターが発足した暁には必要ではないかなというふうに思う次第でござります。

われたら、これはディーゼルエンジンのエンジンメーカーからトランスポーター・ーションの業界から大変なことですよね。それで、これは物すごいリスクが発生するわけですね、裏から言えば。こういうものはやはり国としては禁止するか、それとも国で開発してやるか、国で開発したけれどもだめだったということだったてありますよね。私はそういう意味での法案を素直に見ますと、やっぱりこういうものこそまず一番初めにやるべきじゃないか、これがもしも改正できなければ元らいことになるという感じがあるわけですね。

それで、私は実は荒尾さんからそういうふうな回答が出るんじゃないかな、ネガティブな、こういふうのは相手にしませんという回答が出るんじゃないかという気がしていただけです。これは衆議院でも、けさはどちらの質疑に対しても、そちらの方ですべていろいろ具体的にお答えになつているわけですね。スーパー・コンピューターとか、アモルファスとかおっしゃったかどうか、要するにファインセラミックスとか、そういうようなものをやりますということをおっしゃっているわけでしょう。そういうものを一応考案しているとおっしゃつたですね。ところが、ディーゼルエンジンのこういうものはほとんどお考えになつていて大体ないんだろうと私は思つたんですね。

それで、やっぱりそういう御回答なんですけれども、そうしますと一体、ファインセラミックス、これも非常に波及効果は大きいし、経済効果は大きいと思いますよ。しかし、ディーゼルエンジンとどつちが大きいかという率直な国民の価値判断からいきますと、まあファインセラミックスも大変だろうと思うけれども、こつちも大事なんじゃないかという気がするんですがね。その辺の差を、あるいはこれはここでやるとおっしゃつていただかなくともいいんですけど、そういうものも非常に大事だというふうな感じはすると、それは評議員会で決めるわけですから。どうだけれども、立案されている方としてはそういうものも大事だというふうにお考えになつているのか、

○政府委員(若尾保一君) 先ほど申し上げました点、かなり否定的に響いたかも知れないんでござりますが、私申し上げました趣旨は、今の段階ではやるともやらないとも言えない、まだ判断するにはいろんな要素があるんじゃないだろうがということを実は申し上げた次第でござります。

基礎か応用かというふうなことを申し上げた次第でございますけれども、例えば、現在使われておりますディーゼルエンジンについて、改良程度であれば、もう基礎とか応用とかいうところからスタートするというこの制度から言うと、ちよつといかがなものかなということを申し上げたわけでござりますけれども、かなり原理といいますか、そこにさかのぼつて非常に基礎的なところから研究をし直すということであればそこはクリヤーできるかもしれないわけでございます。したがいまして、技術の内容が具体的にどんなものであるかということが具体的な提案として出てきた段階で、センターとしてはそれを技術的に判断をするということになるんではないかと思う次第でございます。

○木本平八郎君 いや、私の説明の仕方も悪かったと思いますが、要するに、ガソリン以外にディーゼルだと灯油だとか、私一番問題なのはジェット燃料だと思いますけれどもね。あいつたものをどうしても使わざるを得ないんですね、今の状況では。しかし、それを使うエンジンの方に問題があるわけですね。そうすると、ああいうふうなものを使えるエンジンの、エンジンという名前がいいのかどうか知りませんけれども、基本的にやっぱり基礎から開発し直す必要があるんじゃないかな、日本の場合はですよ。外国の場合は国土が広いですから少々の何があつたって構わない。しかし日本ではこんな狭いところだから大変だということがあるので、その辺でぜひ

お考えいただきたいと思うわけです。

次の質問に進めまして、けさほどからの議論を聞いていますと、ちょっとこれはこっちの問い合わせに、どうもこういう基礎的な技術、基礎技術は別に、定義の問題はちょっととまた後でやりたいんですけれども、こういうものはむしろ科学技術所管の方がいいんじゃないかと思うんですけれどもね。どうして科学技術庁じゃなくて通産省なんですか。応用技術だとかそういう面なら通産省というのは非常によくわかるんですけれどもね。こういう本当の基礎的な、できるかできないか、海のものとも山のものとも知れないものをやるのは、やはり科学技術庁じゃないかと思うんですね。されどもね。それはどうなんでしょう。

○政府委員(福川伸次君) 今回は、いわゆる各産業、民間産業においても、従来の開発段階から応用あるいは基礎にも民間の力を振り向けていくよういうことでございまして、これはそれぞれの産業を所管している省庁が、その発達改善を図るということの一環としてとり得る施策であるわけでございます。

先ほどもお話しございましたように、科学技術庁は大きな立場から全体の科学技術の発達がどうかということをやり、またあるいは科学技術庁御自身が、ある意味では試験研究等をみずから研究機関でやるというようなこともあります。私どもではいわゆる産業の発達改善ということから考えて、そのような産業がいわゆる応用あるいは基礎という方向へもそれを振り向けていくということについては、大きな方向の中でそれが反しない限り取り進めていくということについては差し支えないものと、かように考えております。

○木本平八郎君 大臣、どうぞ退席なさって結構でござりますから。

それで、今の御説明もよくわからない、よく納得できぬんですね。これはまた後で問題を提起するとして……。

そこでもう一つ、逆に通産省と郵政省でやったというのは、要するにNTTのこの株式のこうい

う金が、原資がたまたまあつたから、ここで乗つからて、それじゃ通産はちょっとと来いよと一緒にこれやろうじゃないかといふうな、これはちょっと表現は悪いですけれども。この原資が、たばこだとそういうものがたまたまあつたからいいチャンスだということでスタートされただいうふうなことが、原因の一々ぐらに挙がっているんじやないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(福川伸次君) 私どもは、先ほどもお話をございましたが、産業構造審議会あるいは産業技術審議会でこのような仕組みが必要であると、こういうことを考えて、そしてセンターの設立ということで予算の要求をいたしまして、八月以来大蔵省とずっと折衝をしてきた、こういう経緯でございます。それにつきまして、いろいろ財政当局の財政全体の効率性の観点から、産業投資特別会計でこれをその財源としてつくろうと、それからまた一方、民間の活力を基礎研究等に振り向けていくということでは、通信関係、郵政省から出しているものと共通する面があるので、それを一体にしよう、こういうことに相なった次第でございます。

そういうわけで、予算要求は私どもは私どもなりに一つの要求を出しておったわけであります。が、財政全体の立場からこのような経緯になつていったということについて御理解をいただきたいと思います。

○木本平八郎君 それで、計画によりますと、役員の数は別にして、職員が大体五十八名ぐらいだと、スタートは。そこからあと數十名ぐらいにするということですけれども、この職員というのはいわゆる事務職なんですか、それとも研究職あるいは技術職も含まれているのかどうか、その辺はいかがですか。

○政府委員(荒尾保一君) 財政法に基づく附属書類の中で、今お話をございましたように最初のスタートのときの規模を五十八名程度といふうに

とついろいろ考えてみました私の夢物語をちょと聞いておきます。もちろんこれは最初の構想でござります。

最後に——最後というか、きょうの最後に、ひ

ざいまして、現実に十月一日にスタートいたしました。今までによく十分に、法案が通りました後よく話でございますので、変更の余地があるわけですが、一応そういった考え方でスタートをいたしております。

そのときに、その職員の中に事務系、技術系等有する人がこの事業を実施することが必要なわ

けでございますが、同時にまた、一種の出資とか

融資とかいった金融的な業務も行うわけでござい

ます。したがいまして、まだ今段階で事務系が

どのくらい、技術系がどのくらいということを考

ええるところまで至つております。専門的な知

識を活用するという点から、これもまた実際に出

し得る人がいるかどうかという問題もござります。

けれども、そういった点も含めて検討いたしたい

と思っております。

○木本平八郎君 そこで、いよいよ私の疑問なん

ですけれどもね。私は実はこの法案をいただきまして、資料をいただきましていろいろ読んだわけですね。読んでみてどうも理解できません。今さら二十八分ぐらいで着いちやうわけですね。それま

でにたたかなかいかなきやいかぬということなんですね。

それでどういうふうにやるかというと、宇宙衛星を上げておいて、そこで常にソ連の発射台を監視している。そこで、ロケットがぱあっと煙噴くとそれをすぐキャッチして、すぐそこのほかの衛星に指示をして、ほかの衛星から、私もよくわかりませんけれども、粒子レーザーか何かを発射して、それが上がってきた核弾頭をばんと破壊しちゃうというふうな一応計画らしいんですね。私も技術的にはよくわからないんですけども。そうしますと、勝負はぱつとやつて後三百秒でしょ

う、五分ですか、五分で破壊するわけですか。そうすると、上がったということがわかつてしまふ。それをキャッチして、しかも、すぐそれが普通の宇宙船を上げているロケットか、それともICBMかという判断をして、そしてすぐ指令を出して発射して、そして破壊する。これは物すごい技術であるし、物すごい瞬間にやらなきゃいけ

私、夢を見ていまして、私自身がたまたま大臣になったわけですね。それでロサンゼルスで

レーガン大統領と会談して、それで帰りの飛行機

の中、レーガンはSDIについて日本に協力し

ると言ったと、しかしながら、まあそれは国内の問題があるから、いやそれは理解はした。しかし

ながら協力もちょっと約束できないし、また支持

はできないと、一応こう言つたけれども。いやひ

とつやつてくれと言われて、これはやらざるを得

ないということで、そこで私、総理大臣、非常に悩んでいるのですね、夢の中で。

そしてこれはどうしようかと、この場合に、いろいろSDIのスター・ウォーズのこの計画を考えますと、今皆さんも御存じのように、IBMがソ連から発射されたら、その瞬間に六分以内ぐらいたる間で、千キロぐらいのところを飛んでいる間に二弾、三弾でたたく。で、最後にアメリカにおつこちるのは三十五分ですね。計算上は。早ければ二十八分ぐらいで着いちやうわけですね。それま

でにたたかなかいかなきやいかぬということなんですね。

それでどういうふうにやるかというと、宇宙衛

星を上げておいて、そこで常にソ連の発射台を監

視している。そこで、ロケットがぱあっと煙噴くとそれをすぐキャッチして、すぐそこのほかの衛

星に指示をして、ほかの衛星から、私もよくわか

りませんけれども、粒子レーザーか何かを発射し

て、それが上がってきた核弾頭をばんと破壊しちゃうというふうな一応計画らしいんですね。私も

技術的にはよくわからないんですけども。そう

しますと、勝負はぱつとやつて後三百秒でしょ

う、五分ですか、五分で破壊するわけですか。さ

うすると、上がったということがわかつてしまふ。それをキャッチして、しかも、すぐそれが普

通の宇宙船を上げているロケットか、それともI

C B Mかという判断をして、そしてすぐ指令を出

して発射して、そして破壊する。これは物すごい

技術であるし、物すごい瞬間にやらなきゃいか

ねわけですね。

これだけのものをアメリカだけではなかなか簡単に手にはいらない。アメリカができるのはせいぜいアボロを打ち上げるぐらいで、ここまでのことはできない。そして日本に協力を求めてきた。日本もなかなかこれは大変、けれども、まあ電波とかエレクトロニクスとか、それからメカトロニクスで、いろいろな技術もある。それでは協力しようと。協力できる範囲を考えると、やはり通産省所管のものと、それから郵政省所管のものになつてくる。それで、このほかにそれは、例えば先ほどのバイオテクノロジーの問題、それから医学的な問題、いろいろな問題ありますけれども、そういうのはみんなアメリカで間に合うけれども、この分野はなかなか日本じゃなければ間に合わないということで、そして日本の場合を考えた場合に、国の機関ではなかなか追つつかないと。そうすると民間の技術を縦動員しなきやいかぬ。そこでやはり、こういうふうなセンターというか、こういうものをつくって、そして民間に協力もすりや開発研究費も出すというふうなものをやっぱりつくった方がいいんじゃないかと私は感じたわけですね。

そこで目があいたんですが、その後、目がいて再びSDIのためにということで、こういう議事録からなにから全部読んだんですね。そうしたら非常によくわかるんですよ。この法案も全部わかるんですね。私の夢が非常におかしいんじやないかと自分で思いますけれども、それに対する御所見はいかがですか。(「正夢だ」と呼ぶ者あり)

○政府委員(福川伸次君) 今SDI構想との関連についてのお尋ねでございます。

私ども考えておりますのは、あくまでも民間の基礎研究ということをございまして、特にこの今おっしゃったような軍事技術、相当膨大な資金も投入するような軍事技術というようなことをこのセンターでやる考えは私どもの方には今ございません。ここで考えておりますのは、あくまでも民間の研究ということでございまして、しかも運営についても民間の創意と工夫を生かしていくこうと

いうことで考へておるわけでございまして、またその対象の案件についても自主性を尊重していくこと、こういうことでございます。

また、先ほど来その評価制度についての御質疑も当委員会でございましたが、それにつきましても、専門的な知識を持つてゐるものでその透明性を確保しながらやつていくう、こういうことで考えておるわけでございます。したがいまして、私どもとしては、今、夢だということでの関連でのお尋ねでございましたが、膨大な大変な技術を持ち、しかも膨大な資金を要するSDI構想、軍事関連というようなことは、私どもこの基盤技術研究開発法のもとになった範疇では、私どもとしては一切考えていないわけでございます。

○木本平八郎君 もちろんこの程度のセンターのこんな規模で、SDIへの協力なんてとんでもないんで、予算だって二けたぐらいは必要なんじゃないかと思うわけです。ところがやはりワシンの赤ちゃん、まあライオンの赤ちゃんもそうですけれども、赤ちゃんのときはちっちゃくてこんなのは大したことないと思っているけれども、そのうちに大きが生えてきて、つめが生えてくるということがありますね。それで、この夢物語の後はあさってでも時間があれば少し私のなにしたいんですけれども。

それで最後に、たった一つだけお聞きしたいのは、これはSDIの関連が假にないとしても、なにとしても今このセンターが自指しているような、こういう最先端の技術ですね、非常にハイレベルな、高級な技術というのはSDIだととか、軍事技術と非常に何というのか、近いというか、ドッキングしやすい可能性が非常ににあるんじゃないかという気がするわけですね。したがって、これはやはり軍事技術に近いのを目指さないと民間技術だってこれもう役に立たないわけですね。その後の危険性はどういうふうにお考えになつておるかということをお伺いしたいわけです。

○政府委員(福川伸次君) 私どもも先ほど申しましたように、創造的な技術、特に影響度、波及性

の大きい基盤的な技術ということとでございます。特にそういう基盤のこととということとでございますから、それをすぐある特定の分野に、まあ從来の開発研究でござりますと、ある目的を持つ形になつてゐるわけでございますが、これをだんだん基礎的なものに振り向けていこうと、こういうことでございます。

技術力を高めるということについては、私どももそれは効果があると思っておるわけであります。が、今このこの技術が開発をされていきます場合に、将来これが軍事的なものになつていくといふことについては、これはもう私どもとしては当面民間の産業ということを中心と考えております。それで、そういう特定の軍事技術、こういうことについてそれに賛しようというようなことは毛頭考えていないわけでございます。

今後ともこのセンターの運用に関しましては、十分それなりにこれから予算要求等をしながらやつていくわけでございますから、そういう中でその辺は十分また御検討、御監視いただければと思います。

○委員長（降矢敬義君） 本日の質疑はこの程度にとどめます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（降矢敬義君） 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

なお、連合審査会開会の日時等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（降矢敬義君） 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

昭和六十年五月二十四日印刷

昭和六十年五月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局